オニキシベ４遺跡：平成 24（2012）年度発掘調査

擦文文化期の集落跡（12 世紀）

竪穴住居跡から平地式住居跡への移行期（アイヌ文化チセの起源）

送り儀礼の道内最古の祭壇跡＝アイヌ文化のヌササン源流

アイヌ文化期（詳細年代不明）

道内初のアイヌ民俗エゾシカ追い込み猟の柵列跡（以後、ショロマ１遺跡・上幌内１遺跡でも検出）

上幌内１遺跡：平成 26（2014）・28（2016）年度発掘調査

擦文文化期～アイヌ文化期の集落跡と送り場跡（10～14 世紀）

中世アイヌ文化期の内耳鉄鍋（13・14 世紀）

上幌内２遺跡：平成 26（2014）・28（2016）年度発掘調査

アイヌ墓５基検出（13・17 世紀初頭）※遺骨あり

13 世紀アイヌ墓４基　墓標穴成立過程検証例

17 世紀アイヌ墓１基　土坑墓形態や民俗方位の変遷過程を立証

上幌内３遺跡：平成 25（2013）・26（2014）年度発掘調査

アイヌ墓２基（16･17 世紀）※遺骨あり

儀礼場跡（祭壇・ヌササン）の検出

ショロマ３遺跡：平成 25（2013）年度発掘調査

擦文文化期の鎧埋納遺構検出

ショロマ４遺跡：平成 26（2014）年度発掘調査

擦文文化期の朝鮮半島産銅鋺出土

桜丘チャシ跡：平成 21（2009）年部分調査

15 世紀の戦闘的チャシ跡（アイヌ民族の山城跡）と判明

宇隆１遺跡：平成 26（2014）年度部分調査

昭和 34（1959）年２月　常滑壺出土（厚真町郷土研究会採集）

平成 23（2011）年３月　常滑壺鑑定結果報道発表・生涯学習だより掲載

10 月　常滑壺と平泉特別講演会（町教委主催：ゆくり）

NHKBS プレミアム「平泉 よみがえる黄金都市」紹介

11 月　町民文化祭展示公開

12 月　NHK 札幌放送局　北海道古代ミステリー」歴史番組紹介

平成 27（2015）年　10 月　シンポジウム（町教委主催：福祉センター）

ほか道内外での講演・視察多数

②育英資金貸付状況について

1　育英資金制度の概要

(1) 目的

大学や専門学校等の学校に在学する者で、成績優秀であって経済力の低いものに、学資金の一部を貸し付け、負担軽減を図ることにより、家庭事情や経済的理由により進学や修学に支障が生じることを防ぐとともに、学業に専念できるよう支援する。

(2) 貸付対象修学学校

① 短期大学、大学、大学院（防衛大学校等を除く）
② 高等専門学校
③ 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上に限る）
④ 国外において上記に掲げる学校に相当する教育内容を行う学校
⑤ その他の学校等で教育委員会が認めるもの

(3) 貸付限度額　月額6万円以内

(4) 貸付審査項目

① 学校の内容
② 本人の健康状態及び学業成績等
③ 保証人並びに副保証人の調査
④ その他審査が必要と認められる項目

(5) 返還期間　貸付を受けた期間の3倍の期間（上限）

2　貸付・返還状況の推移(H29年度～R3年度)

【人数】

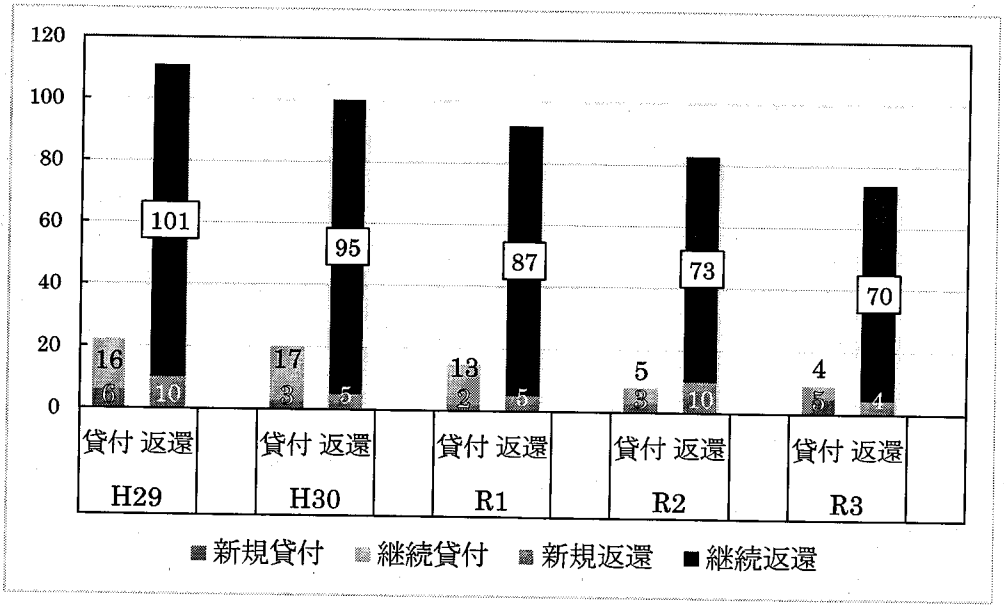

【金額】

(円)

年度	貸付額	返還額		年度	貸付額	返還額
H29	15,240,000	33,647,600		R2	4,920,000	20,448,000
H30	13,680,000	26,303,400		R3	6,000,000	17,642,000
R1	9,960,000	25,338,200				

H29～R3の合計	貸付額：49,800,000円	返還金：123,379,200円

3　教育振興基金等の状況（令和３年度末時点）

(1) 近藤奨学金（基金化せず一般財源化して運用・管理）

・原資（S49）3,000 千円（近藤友重氏による寄附金）

・「厚真町近藤奨学金給付条例」に基づき給付（給付実績 154 人、給付総額 6,140 千円）

・令和３年度末推定残高　564,860 円

▶ 育英資金の貸付の決定を受けた者で、かつ大学に進学する者のうち、対象となる者に対し、入学時一時金として、４年制大学５万円、短大３万円を給付。

(2) 中村教育振興基金（厚真町中村教育振興基金条例）

・原資(H11) 5,000 千円（中村清氏による寄附金）

・「厚真町中村奨学金給付条例」に基づき給付（給付実績 53 人、2,490 千円）

・令和３年度末基金残高　2,591,222 円

▶ 育英資金貸付の決定を受けた者で、かつ大学に進学する者のうち、対象となる者に対し、入学時一時金として、４年制大学５万円、短大３万円を給付

(3) 加賀谷厚三・明美教育振興基金（厚真町加賀谷厚三・明美教育振興基金条例）

・原資（H30）10,000 千円（加賀谷明美氏の意志を受けた加賀谷厚三氏による寄附金）

・「厚真町加賀谷厚三・明美奨学金給付条例」に基づき給付（給付実績４人、180 千円）

・令和３年度末基金残高　9,825,849 円

▶ 育英資金の貸付の決定を受けた者で、かつ大学に進学する者のうち、対象となる者に対し、入学時一時金として、４年制大学５万円、短大３万円を給付

※（1）～（3）は重複して給付しない。

(4) 木本建設教育振興基金（厚真町木本建設教育振興基金条例）

・原資（H30）6,000 千円（(有)木本建設による寄附金）

※H30 年度より毎年度 1,500 千円の追加寄附

・「厚真町木本建設入学準備金給付条例」に基づき給付（給付実績 21 人、1,050 千円）

・令和３年度末残高　10,950,253 円

▶ 厚真町要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱の規定により、準要保護者として認定された者で、かつ高等学校に進学する者のうち、対象となる者に対し、入学準備金として、5 万円を給付。

4　教育振興基金の給付状況一覧（H29 年度～R3 年度）

年度	近藤奨学金		中村奨学金		加賀谷奨学金		木本建設入学準備金	
	給付者数	給付額	給付者数	給付額	給付者数	給付額	給付者数	給付額
29	大学　2 短大　0	100,000	大学　1 短大	50,000				
30	大学　0 短大　0	0	大学　0 短大　1	30,000	大学　0 短大　1	30,000	6	300,000
元	大学　0 短大　0	0	大学　0 短大　0	0	大学　1 短大　0	50,000	5	250,000
2	大学　1 短大　0	50,000	大学　1 短大　0	50,000	大学　1 短大　0	50,000	5	250,000
3	大学　1 短大　0	50,000	大学　1 短大　0	50,000	大学　1 短大　0	50,000	5	250,000
計	大学　4 短大　0	200,000	大学　3 短大　1	180,000	大学　3 短大　1	180,000	21	1,050,000

3　主な質疑・意見

①　アイヌ文化財出土品状況及び今後の取扱いについて

・今の施設から新しく建てるにしても、展示についてＰＲが大切である。見学者が来る場合、住所と名前を記入してもらっていると思うが、盗難の対策、貴重な資料をどのように取り扱っていくのか。

・保険についてはどうなのか。遺骨・丸木船等の貸し出ししていたものが戻って来たが、現在の貸し出し状況と手続きについてお聞きしたい。

・庁舎周辺の関係でアイヌ文化財の保管、町民の皆さんから寄贈された過去の生活様式とか、産業の様式が分かる品々をどのように区分して、将来的に展示していくのか。

・将来的に二か所での展示方法ということになると思うが、見学者にとっては一括展示のほうが厚真町の歴史を知ってもらうという意味では非常に効果的であると考えている。保管の関係、スペース的には現状の軽舞の調査事務所では無理なのかどうか。

・アイヌ資料だけを中心部に持ってきて、離さないといけないのか。厚真町の歴史という部分を考えていくと、一か所で展示したほうが、一貫性があるのではないか。

・アイヌの部分だけを切り離して中心部に持ってくるという意味が理解できないので、中心部に持ってこなければならない明確な回答はないように思うがどうなのか。

・中心部に持ってきたから活性化につながるというのは理解できない。厚真町の歴史を知るうえで一つの施設で経路的に見ていけるほうが充実していると思う。旧軽舞小学校の建物についても年数は経っているが防衛庁予算で建築した建物で、頑丈にできていると理解しているがどうか。

②　育英資金貸付状況について

・育英資金を借りると社会人になったときに、既にスタートラインでハンディキャップを負ってしまい、なかなか貧困から脱出できない家庭もあると思うが、厚真町教育委員会として給付型の資金を検討したことがあるのか。

・返す必要のないものを検討していないということであるが、今後、検討する必要があるかと思うが、見解を伺いたい。

・制度の概要で、その他の学校等で教育委員会が認めるものとあるが、これについて今まであるのかどうか。あるとしたらどういうことを教育委員会が認めているのか。審査が必要と認める事項の審査はどういうもので該当があるのか。

・育英資金の中で家族構成というのは、どういうふうに影響してくるのか。

令和４年９月１日

厚真町議会議長　渡　部　孝　樹　様

産業建設常任委員長　下司　義之

所管事務調査報告書

令和４年第２回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る８月２３日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第７７条の規定により報告する。

記

１　調査事件

（現地調査）

①　観光協会（被災地ツアー）

（事務調査）

①　観光協会運営事業の被災地ツアーの受入れ状況及び問題点について

②　交流促進センター整備事業の整備状況及び利用の状況について

③　サテライトオフィス運営事業の整備状況及び利用の状況について

④　観光施設整備事業の整備状況及び利用の状況について

２　主な説明内容

①観光協会運営事業の被災地ツアーの受入れ状況及び問題点について

厚真町震災学習プログラムについて

① 本プログラムの目的

北海道胆振東部地震の記憶を風化させないため、ご支援をいただいた皆様への感謝をこめて、ガイドの体験談を交えながら日頃の備え、地域コミュニティーの大切さや震災弱者への思いやりなどを伝える。

② 経緯について

2018年12月より、吉野など厚真町北部の案内ができないかという問合せが入り始める。
翌年1月以降も徐々にそうした問合せが増え、役場、議会事務局と協議のうえ、民間企業の受入を厚真町観光協会が担うことに。
同3月に東北の3市（陸前高田市、気仙沼市、石巻市）で語り部ガイドを斡旋している観光協会を訪れ、実施内容を視察、運用方法をご教授いただき、4月より被災地ガイドを実施。
2021年10月より避難所運営体験等、震災学習プログラムを造成

③ ガイドについて

スタート時は1名、徐々に登録者が増え、令和4年8月22日現在は、7名登録（原含む）

④ 実績

年度	2019	2020	2021	2022
一般	81件	9件	3件	10件
	2,109人	65人	56人	170人
学生	0件	7件	14件	11件
	0人	1,092人	1,547人	1,076人
件数合計	81件	16人	17件	21件
人数合計	2,109人	1,157件	1,603人	1,246人
備考		小学校1校	小学校1校	中学校11校
		中学校4校	中学校12校	
		高校2校	大学1校	

※震災学習プログラム実施（避難所運営体験）利用実績　'21年2件366人　'22年4件186人

⑤ 震災学習プログラムの問題点

・トイレ・駐車場不足

2020年より、道内の中学校を中心に宿泊研修、修学旅行での利用が増え、人数も100名～250名までの大型団体が主流となる。
福祉センター、ゆくりのトイレだけでは数が足りず、トイレの時間だけで20分～30分近くかかることもあり、旅程に影響を与えることも。
また、大型団体の場合、通常バス5～6台だが、コロナ以降は密を避けるため、バスの台数が倍増。現状では時間差をつけて来町いただくなど、ご不便をかけている状態。

①交流促進センター整備事業の整備状況及び利用の状況について

1　施設の概要

（1）名　　称　こぶしの湯あつま

（2）所　　在　厚真町字本郷２２９－１

（3）施設完成　平成８年１２月（築２６年経過）

（4）施設構造　鉄骨造　２階建　延べ床面積１，７１９㎡

（１階/１，２６０㎡、２階４５９㎡）

2　ムービングハウス設置に係る費用（令和３年度）

（1）工事及び委託業務関係

業務名	本郷地区ムービングハウス用地測量・造成委託業務
事業費	2,750 千円
請負人	株式会社尾崎測量設計事務所
期　間	R3.10.1～R3.11.30

業務名	本郷地区ムービングハウス設置工事設計委託業務
事業費	1,265 千円
請負人	株式会社アーキビジョン二十一
期　間	R3.10.19～R4.1.29

工事名	本郷地区ムービングハウス造成工事
事業費	19,107 千円
請負人	森田産業株式会社
工　期	R4.1.31～R4.3.28

工事名	本郷地区ムービングハウス整備工事
事業費	37,730 千円（道補助：16,410 千円）
請負人	森田産業株式会社
工　期	R4.1.31～R4.3.28

工事名	本郷地区ムービングハウス電源管路構築工事
事業費	2,726 千円
請負人	株式会社厚信電機
工　期	R4.1.28～R4.3.25

（2）土地の取得

住所	厚真町字本郷 192-4
面積	781 ㎡
金額	635 千円
取得日	R3.9.14

3　ムービングハウスの運搬設置費用

工事名	本郷地区ムービングハウス設置運搬工事（繰越）
事業費	1,625 千円
請負人	株式会社アーキビジョン二十一
工　期	R4.3.17～R4.4.18

4　ムービングハウスの概要

物 件 名	ムービングハウス
設置場所	字本郷 195 番地の 9、192 番地の 4
構　　造	木骨ユニット構造
棟　　数	ＢＢ－１型３ユニット（6 棟分）
間 取 り	2DK、物置（32.2 ㎡）/1 棟
設　　備	浴室（0.75 坪）、トイレ・洗面台、キッチン、卓上 IH 調理器、エアコン
外　　構	駐車場各棟１台（６台）、砂利

5　交流促進センター整備事業（Ｒ４年度）
（主にムービングハウス開業準備に係る経費）

区分	項　目	金　額
消耗品	消耗品	２４２，５５０円
広告料	広告記事掲載料（９月発行）	３９６，０００円
委託料	ホテルシステム改修委託	２３１，０００円
	内線アプリ構築委託	２０９，０００円
	マスターキー構築委託	１８８，１００円
工事請負費	テレビ共聴施設引込線設置	４６２，０００円
	テレビ配線工事	７０４，０００円
	非常用照明設置工事	１９３，６００円
	火災報知器設備設置工事	８０５，２００円
	インターネット工事	２，２０１，０００円
備品購入費	設備備品	３，７９４，３１０円

6　室内の状況

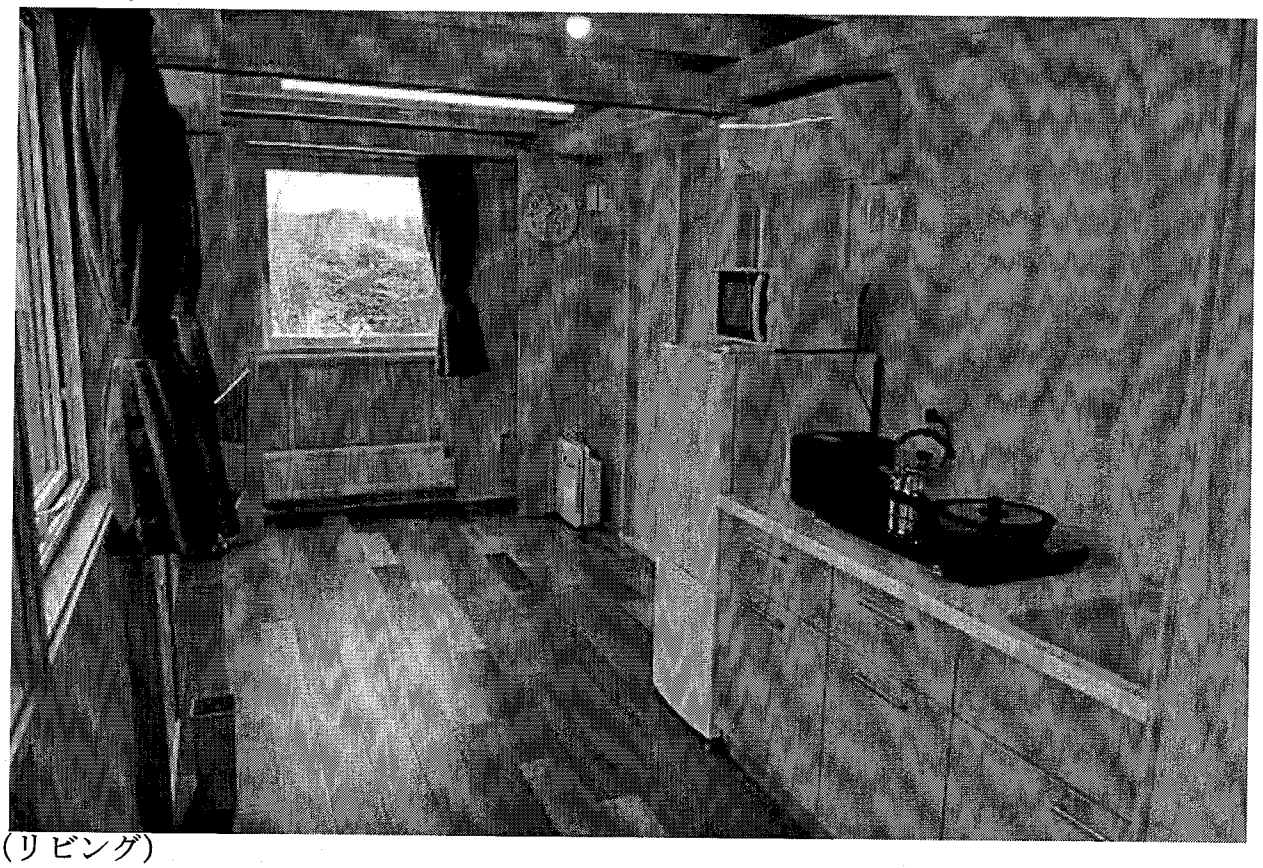

（リビング）

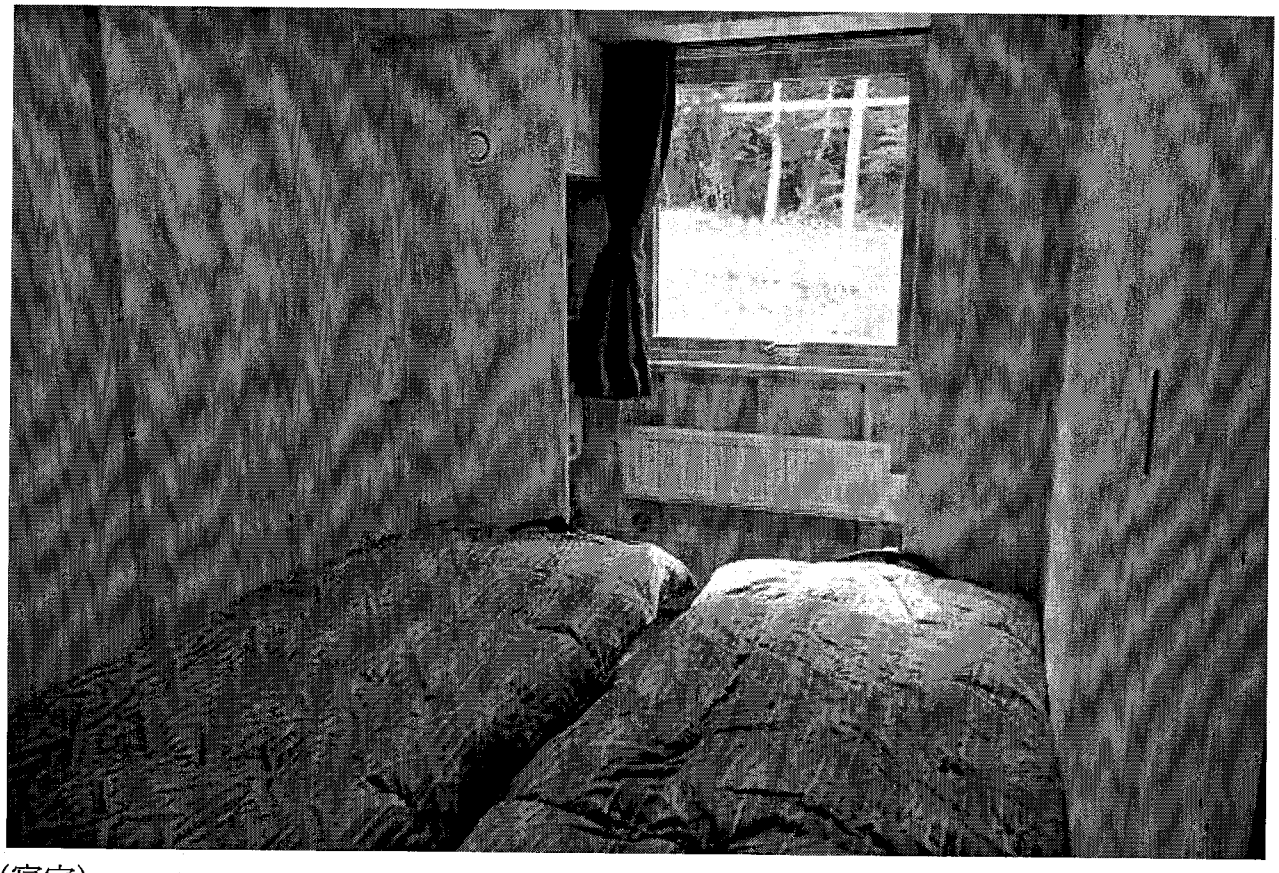

（寝室）

③サテライトオフィス運営事業の整備状況及び利用の状況について

１．サテライトオフィスとは

サテライトオフィスとは、企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。サテライトオフィス勤務はテレワークの一種ともいえ、政府が推奨する「働き方改革」のコンセプトとも親和性が高く、「地方創生」に資する事業として、以下の３点を目的に推進されている。

① 地方への新しい人の流れの創出
② 東京圏への一極集中の是正
③ 地方分散型の活力ある地域社会の実現

２．町内のサテライトオフィスの状況について（令和４年７月末時点）

（１）シェアサテライトオフィス（上厚真・新町）について

＜施設概要＞

	上厚真シェアサテライトオフィス		使用料等（収入）
運用開始	平成３０年３月		H29 年度 85 千円
設置場所	上厚真１８番地１（旧宮の森保育園）		H30 年度 1,294 千円
施設概要	床面積：359.4 ㎡		R1 年度 1,263 千円
使用料等	オフィススペース（２部屋）	月額 32,000 円	R2 年度 1,104 千円
※光熱水費含む	デスクスペース（４席）	月額 7,400 円	R3 年度 1,251 千円
	カウンタースペース（７席）	月額 7,400 円	R4 年度 396 千円

＜利用実績＞

オフィススペース（２部屋）

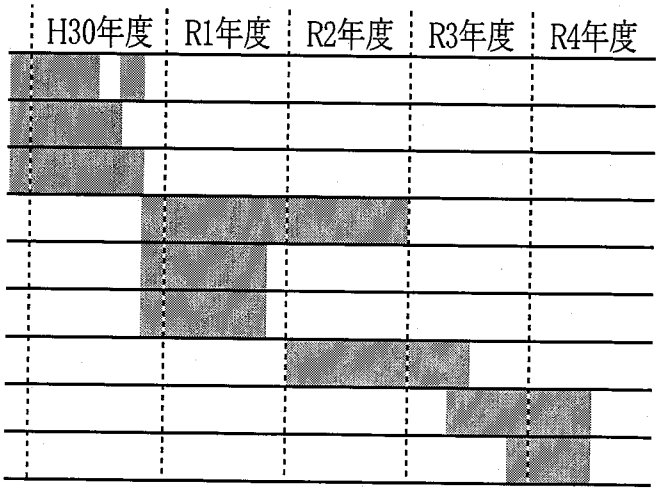

・兵庫県(法人) H30.3～H30.12
・苫小牧市(法人) H30.3～H30.11
・岡山県(法人) H30.3～H31.2
・厚真町(新規設立) H31.1～R3.3
・厚真町(新規設立) H31.2～R2.1
・厚真町(新規設立) H31.3～R2.1
・厚真町(新規設立) R2.5～R3.7
・厚真町(新規設立) R3.6～
・厚真町(個人事業主) R4.2～

デスク・カウンタースペース（１１席）

H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
２事業者（道外１、道内１）	４事業者（道外２、道内１、町内１）	１０事業者（道外２、道内５、町内３）	１５事業者（道外５、道内４、町内６）	８事業者（道外１、道内２、町内５）

＜施設概要＞

	新町シェアサテライトオフィス		使用料等（収入）
運用開始	令和４年３月		R3 年度　8 千円
設置場所	新町１０５番地（旧厚幌ダム事務所）		R4 年度　438 千円
施設概要	床面積：314.69 ㎡		
使用料等	オフィススペース（３部屋）	月額 28,000 円	
※光熱水費含む	デスクスペース（７席）	月額 8,000 円	
	カウンタースペース（７席）	月額 8,000 円	

＜利用実績＞

オフィススペース（３部屋）

３事業者（道外２、道内１）

デスク・カウンタースペース（１４席）

８事業者（道外１、道内１，町内６）

（２）リモートワークハウス（旧お試しサテライトオフィス）について

＜施設概要＞

	新町地区	上厚真地区
運用開始	A棟：平成２８年１２月 B棟：平成２９年１２月	C棟：令和３年４月 D棟：令和３年４月
設置場所	新町１５５番地（丸博野沢組横）	上厚真１８番地１
施設概要	床面積：28.8 ㎡ コンテナハウス型	床面積：33.95～36.77 ㎡ トレーラーハウス型（仮設住宅として利用していたものを移設）
使用料等 ※光熱水費含む	1 週間(6 泊 7 日)12,800 円、1 日追加につき 1,800 円【夏期 5 月～10 月】 1 週間(6 泊 7 日)16,300 円、1 日追加につき 2,300 円【冬期 11 月～4 月】	

＜利用実績＞

	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新町(A・B棟)	利用件数	4(2)	12(8)	11(5)	5(0)	12(4)	19(15)	7(7)
	利用人数	5	24	15	5	17	35	8
	延べ利用日数	28	95	181	559	231	164	60
	使用料等計		67 千円	232 千円	273 千円	339 千円	259 千円	131 千円
上厚真(C・D棟)	利用件数						5(5)	4(4)
	利用人数						8	6
	延べ利用日数						50	30
	使用料等計						141 千円	60 千円

※（ ）内数字は道外からの利用者数

３．サテライト住宅について

	新町サテライト住宅（３棟）	賃貸料（収入）
運用開始	令和４年５月	R4 年度　　166 千円
設置場所	新町１０５番地（旧厚幌ダム事務所官舎）	
施設概要	木造平屋　　床面積：73.51 ㎡　（3LDK）	
家賃	月額 54,000 円	

・入居要件：町内のシェアサテライトオフィスを使用している法人もしくは個人

・令和４年７月末現在、３棟全て入居（契約）済み。

④観光施設整備事業の整備及び利用の状況について

１　施設の概要

（１）名　　称　本郷特産品広場バーベキューハウス

（２）所　　在　厚真町字本郷２２９－１の内

（３）施設完成　令和４年３月２９日

（４）供用開始　令和４年４月２８日（利用期間は、毎年４月末～１０月末まで）

（５）建設費用　２０，３５０千円

ア　本建設は、新町河川敷横にあったバーベキューハウスを移築工事しています。

イ　地域づくり総合交付金（道補助金）１０，１７５千円が充当されています。

（６）施設面積　１３９．９４８６㎡（5.915m×23.660m）

（７）構　　造　木造、土間、焼き台及び長椅子は移動式

（８）施設図面

ア　平面図・屋根伏図

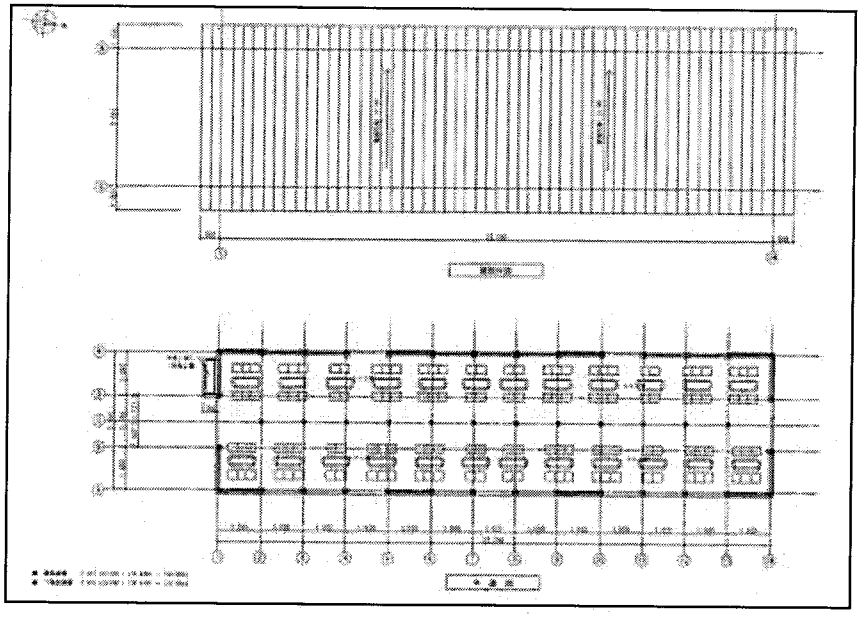

イ　立面図・断面図

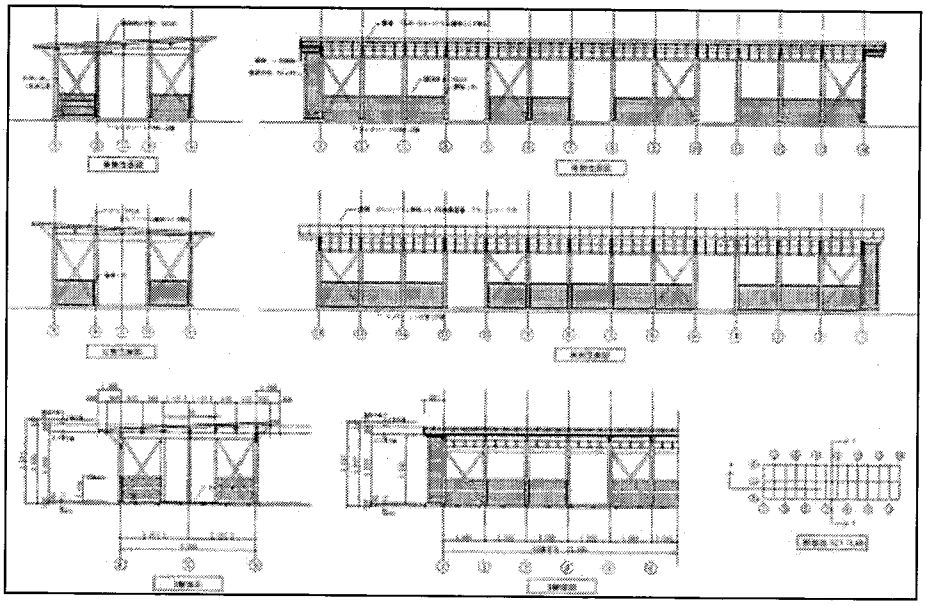

（9）施設写真

ア　施設外観写真

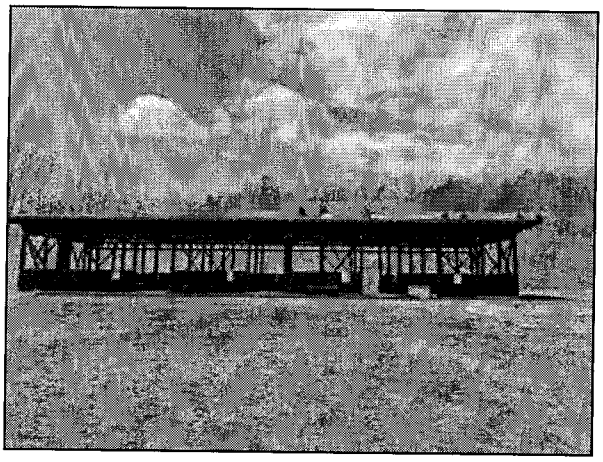

イ　施設内部写真

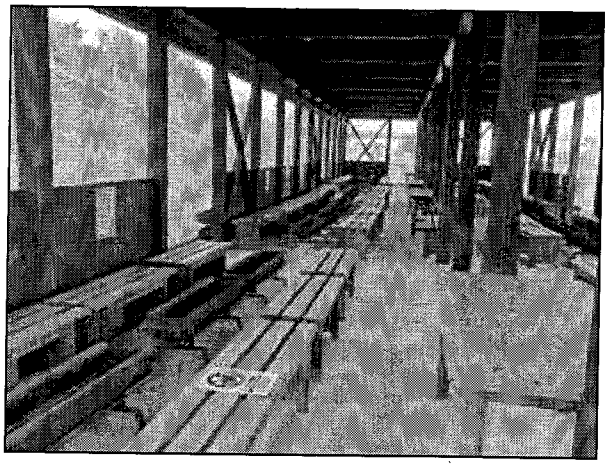

ウ　施設入口写真

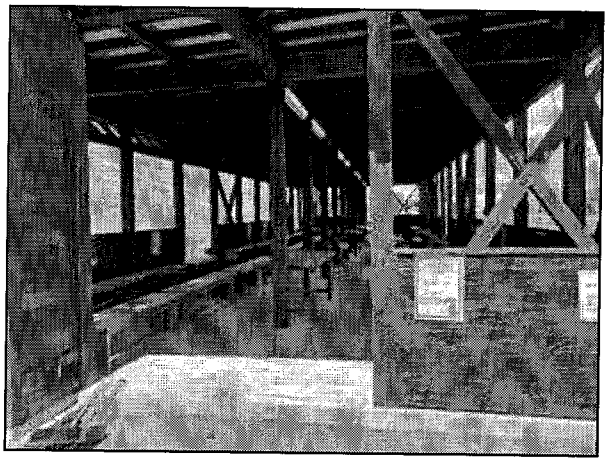

エ　炊事場

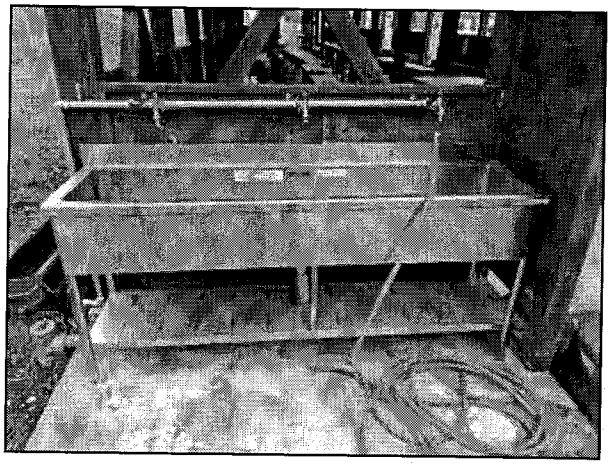

オ　廃炭捨て場

2　施設の利用実績

本郷特産品広場バーベキューハウス（令和４年７月末時点）

年度	使用件数	使用人数
令和４年度	１７件	３４３人

【参考情報】

（１）新町河川敷バーベキューハウス（移築前）

年度	使用件数	使用人数
令和３年度	閉鎖	閉鎖
令和２年度	２１件	２４４人
令和元年度	４０件	１，４３３人
平成３０年度	５３件	１，８５１人
平成２９年度	６２件	２，７９２人

（２）新町公園バーベキューハウス（現在も稼働中）

年度	使用件数	使用人数
令和４年度	１１件	１２１人
令和３年度	閉鎖	閉鎖
令和２年度	１３件	２０２人
令和元年度	２４件	４２３人
平成３０年度	２４件	４４３人
平成２９年度	２３件	５４６人

3　管理体制

（１）予約方法

産業経済課経済グループにて予約を受け付け（電話受付）

予約状況を厚真町ホームページにて公開をしています。

（２）ゴミの処理

ごみは原則持ち帰りをお願いしています。

廃炭だけは現地で処理できるようにしています。

（３）利用時間

午前９時から午後８時まで

（４）利用料金

無料（町内外利用者ともに無料）

3　主な質疑・意見

①　観光協会運営事業の被災地ツアーの受入れ状況及び問題点について

・小学生の場合は、何年生から受入れするのか、厚真町の子ども達にもこのようなツアーを仕掛けてはどうか。

・被災地の研修の希望者数は、観光協会のこの表でわかるが、福祉協会もあったと聞いているが合わせるとどれくらいになるか。

・被災地を見たいという方が来た中で、コース変更を含めて被災者の方々の避けてほしいという声があった中で、具体的にやることがいいのか、今後どのように考えているのか。

・2020 年から 2021 年にかけての実績で、主にどのような方面から来られているのか。

・2022 年は、まだ半ばということで、これから増えるということなのか

②　交流促進センター整備事業の整備状況及び利用の状況について

・資料の写真と行政視察の時と状況が変わっていれば説明をお願いしたい。

③　サテライトオフィス運営事業の整備状況及び利用の状況について

・旧幌内ダムの事務所について、工事する時に、流し台・机等があったと思うが、そういったものは全部捨てたのかどうか。

・流し台を頂いたというか使っているという人がいたが、廃棄したからもらってきたのかわからないが、廃棄したということでもらってきたというのはいいのか。

・具体的にどういうふうに廃棄されたか説明できるのか。

・当初設置した時は、パークゴルフ場があってとても環境が良かったと思うが、新町リモートワークハウスの周辺環境がかなり変わり、移動することも構想に入れてもいいのかと思うが、そういう考えはないのか。

④　観光施設整備事業の整備状況及び利用の状況について

・予約の方法について説明がされているが、バーベキューには最適だなというような時も全く活用されていない状況を見ると、何か工夫が必要ではないかと感じているが、考えがあれば説明をお願いしたい。

報告第２号

委員会調査報告について

北海道胆振東部地震復興特別委員長、新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和４年９月１３日提出

厚真町議会議長　渡　部　孝　樹

令和４年９月１日

厚真町議会議長　渡　部　孝　樹　様

北海道胆振東部地震復興特別委員長　吉岡　茂樹

委員会調査報告書

令和４年第２回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た委員会調査について、去る８月２３日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第７７条の規定により報告する。

記

１　調査事件

（現地調査）

① 豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事箇所

（事務調査）

① 豊沢（ルーラル・百年記念公園）地区の復旧・復興の見通し

２　主な説明内容

3　主な質疑・意見

① 豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事箇所

・フトンカゴを並べてあるところの上に、表土を載せる。実際に、工事をしているところも表土を載せているところも下にシートが敷いてあったが、なぜシートを敷いて、上に覆土を載せるのか。

・浸透性が悪いのではないかなという気がするが、排水が悪いとその上に載せた土が横に流出していく可能性もあり、土砂が流れ入る危険性はないのか。

・今回のような大雨が降ると、土が流れ込むのではないかなと心配をするが、どうなのか。

②豊沢（ルーラル・百年記念公園）地区の復旧・復興の見通し

・百年記念公園の関係で、ルーラル自治会はあるが出口の自治会も、その他町民と一緒の扱いにしないで、説明したほうがいいのでないか。

・ルーラル自治会には２回ほど説明しているが、先行してどのような説明をしているのか、町民に対していつ頃から説明・意見を聞くようになるのか。

・豊沢自治会という文言が入らないと何かの時に意識として出てこないので、活字として入れていただきたい。

令和４年９月１日

厚真町議会議長　渡　部　孝　樹　　様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長　下司　義之

委員会調査報告書

令和４年第２回定例会において付託された調査事件について、去る７月４日・２８日、８月２５日に本委員会を開催し、厚真町議会会議規則第７７条の規定により報告する。

記

１　委員会開催状況
令和４年７月４日、７月２８日、８月２５日

２　調査事件（所管事項）
令和４年７月４日
（事務調査）
①　庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について
（文化交流施設・(仮称)アイヌセンター、役場庁舎・議会）

令和４年７月２８日
（事務調査）
①　庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について
（文化交流施設・(仮称）アイヌセンター、役場庁舎・議会）

令和４年８月２５日
（事務調査）
①　文化交流施設・(仮称）アイヌセンター、役場庁舎・議会に関する申入書について
②　庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について
（駐車場・駐輪場、既存施設の改修計画、事業スケジュール、事業費と財源内訳、事業手法）

４　主な説明内容

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について　（令和４年７月４日）

「文化交流施設・アイヌセンター・役場庁舎・議会」

役場庁舎が解体され敷地が道路となる場合の（仮称）アイヌセンター整備の代替案

○前提

・役場庁舎（素案では（仮称）アイヌセンターに改修）は解体され、その敷地は道路となり、建設用地が狭くなるため、（仮称）アイヌセンターのコンパクト化が必要。

・役場庁舎を使用することによる制約がなくなる。

⇒（仮称）アイヌセンターは個別の建物ではなく、文化交流施設との併築により合理化・効率化が可能。

○内容

（仮称）アイヌセンターについて、文化交流施設との併築として、次のように検討。

素案における機能	素案における規模	副案の規模	副案の対応
厚真の歴史展示・震災アーカイブのスペース	200 ㎡	—	文化交流施設のフリースペース（共用等機能の一部）を利用
アイヌ展示	180 ㎡	180 ㎡	維持
映像展示室	160 ㎡	—	文化交流施設のプラネタリウム室を利用
学習スペース	40 ㎡	—	文化交流施設の図書館の学習スペースを利用
ものづくり体験室	40 ㎡	—	文化交流施設の創作スペースを利用
事務室等	140 ㎡	40 ㎡	一部、軽舞遺跡調査整理事務所の利用や、文化交流施設の事務スペースを利用により規模縮小
収蔵庫	140 ㎡	140 ㎡	維持
物品庫・書庫等	90 ㎡	—	軽舞遺跡調査整理事務所の利用や、文化交流施設の物品庫・書庫を利用
機械室	30 ㎡	—	文化交流施設のものを利用
共用・その他	580 ㎡	—	文化交流施設のものを利用
合計	1,600 ㎡	360 ㎡	

以上のように、素案における（仮称）アイヌセンターの機能を、アイヌ展示 180 ㎡、収蔵庫 140 ㎡、事務室等 40 ㎡、合計 360 ㎡にコンパクト化。

（仮称）アイヌセンター（360 ㎡）建築に係る概算事業費は 2.5 億円。

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について　（令和４年７月28日）

「事業費と財源内訳（都市構造再編集中支援事業）」

厚真町立地適正化計画　都市機能誘導区域

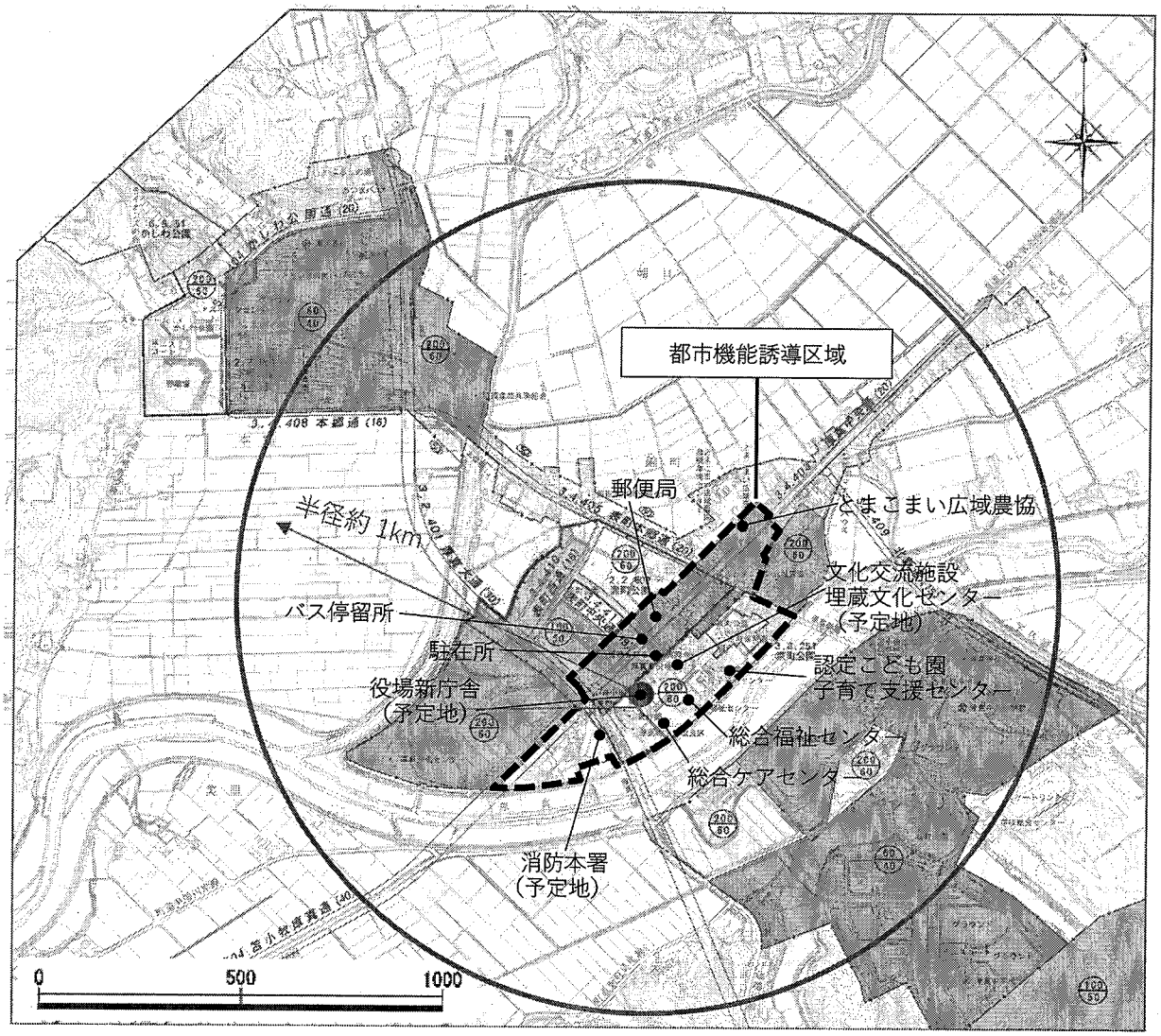

凡例

- 行政界
- 都市計画区域
- 市街化区域境界線（道路又は河川等の中心線による）
- 市街化区域境界線（上記の例によらない場合）
- 道路又は河川等の中心線による用途地域境界線
- 上記の例によらない場合の用途地域境界線
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 準防火地域
- 地区計画区域
- 特別工業地区
- 土地区画整理事業区域
- 都市計画道路
- 臨港地区
- 公園・緑地
- 墓園
- 都市計画施設
- 200/60 上段は容積率、下段は建ぺい率を示す
- 都市機能誘導区域（面積約 19ha）

1　都市構造再編集中支援事業スケジュール

令和４年１２月　都市再生整備計画（案）策定、北海道との協議開始

令和５年６月　　都市再生整備計画を北海道と国交省に提出（概算要望）

令和５年１２月　都市再生整備計画を北海道と国交省に提出（本要望）

令和６年３月　　都市構造再編集中支援事業補助金にかかる補助採択

令和６年６月　　都市構造再編集中支援事業補助金交付申請

2　事業活用へ向けた町の手続・スケジュール

令和４年７月　　「厚真町立地適正化計画」の策定（済）

令和４年９月　　「都市再生整備計画策定委託料」補正予算提出

概要版　厚真町立地適正化計画

１．立地適正化計画策定の背景及び目的

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第 81 条に基づく計画で、将来のコンパクトな都市構造やまちづくりの方針のほか、その実現に向けた誘導方針や居住及び都市機能を誘導する具体的な区域と方法、さらには災害リスクを踏まえた防災指針を定めるものです。

厚真町では令和元年に「厚真町復旧・復興計画（第１期）」を策定し、生活基盤等の早期復旧・復興に向けた様々な取り組みを進めているところで、安心・安全なまちづくりに対するニーズも高まっており、さらには老朽化する社会インフラへの対応、庁舎周辺再整備など、持続可能な都市経営への取組が求められています。

こうしたことから、復興とその先の持続的な発展に向けて、今後想定される都市基盤の整備を図りながら立地適正化計画制度を活用し、実効性のある取組を町民、民間事業者、行政等が連携して推進するため、厚真町立地適正化計画を策定するものです。

２．立地適正化計画の概要

(1)立地適正化計画の概要

長期的な視点のもとで、暮らしに必要な施設や住居などを維持・誘導するエリアを定め、公共交通や都市施設の整備などの取り組みを進めることで、人口が減少しても暮らしやすいまち（コンパクトシティ）を目指すための計画です。

(2)目標年次

計画における目標年次は、今後２０年間を見据えつつ、「第４次厚真町総合計画改訂版」や「厚真町都市計画マスタープラン」と整合を図り、令和７年度（2025 年度）を目標年次とします。

都市機能誘導区域・居住誘導区域のイメージ

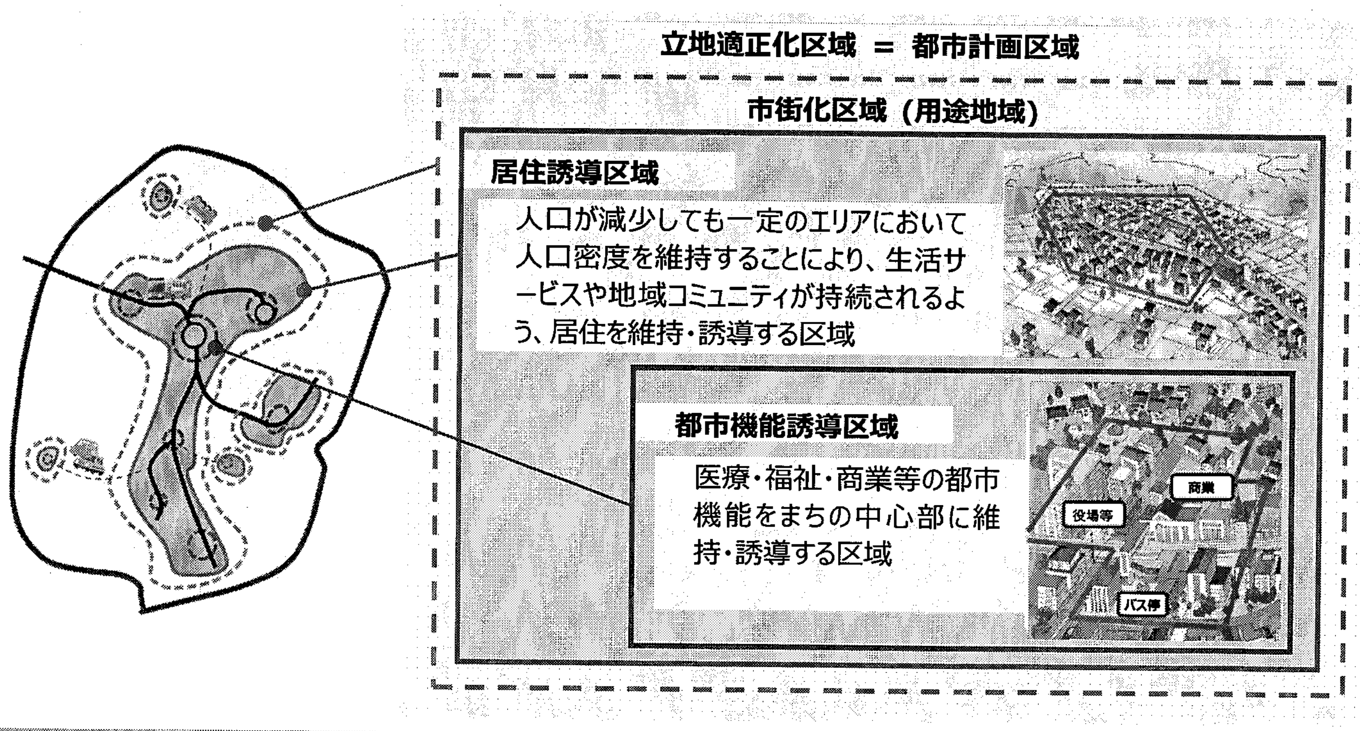

3．本町の課題

人口
- 厚真市街地と上厚真市街地に人口が集中していますが、一部の郊外部においても人口分布が広がっています。
- 高齢化により郊外部の将来的な限界集落化が予想されます。
- 移住者の受け皿に資するべく住宅地整備を進める必要があります。

土地利用
- 厚真市街地と郊外部に空き家が分布しており今後も高齢化等により空き家の増加が予想されます。
- 用途地域内の未利用地も未だ多く見受けられることから利用促進を図る必要があります。

災害
- ハザードエリア内への開発・居住抑制のほか、ハザードエリア外への住替え支援等を図る必要があります。

公共交通
- 循環福祉バスの利便性向上を図る必要があります。
- 地域公共交通の充実により郊外に居住する住民へのサービスの向上を図る必要があります。

都市機能
- 医療施設は厚真市街地のみに立地していることから、医療施設利用の利便性向上を図る必要があります。
- 公共施設について防災対策を見据えた施設の維持・更新について検討する必要があります。
- まちの求心力を高めるため、公共公益施設の集積や充実性の向上を図る必要があります。

経済
- 住宅施策等の充実による不動産の活性化により地価の下落を抑制していく必要があります。

財政
- 市街地規模の抑制等の都市運営コストの縮減を図る必要があります。

4．まちづくりの基本方針と誘導方針

都市計画マスタープランにおけるまちづくりのテーマを踏襲し、本計画におけるまちづくりの基本方針及び誘導方針を以下のとおり定めます。

まちづくりのテーマ

先進的な田園都市の実現をめざしたまちづくり

まちづくりの基本方針

居住誘導の推進	公共公益施設の集約	公共交通の充実
防災性の向上	効率的な都市運営	にぎわいづくり

誘導方針

まちなか居住の推進
- 各種助成施策の充実化や新たな分譲地整備事業
- 空き地を有効活用する取り組み
- 厚真町と周辺市町を結ぶ地域間幹線系統の維持・確保
- デマンド交通の再編やタクシー運行の空白時間帯解消等による路線バス及びＪＲ日高線との接続の強化
- 治水対策による浸水被害の防止
- 減災に向けた充実したソフト事業との総合的な防災・減災対策
- 空き家・空き地の適正な管理・活用方法の検討

魅力ある中心拠点の形成
- 役場庁舎の建替えと併せた公共施設の集約・再編
- 役場周辺の交流拠点性の向上
- 防災拠点としての機能性向上
- 循環福祉バス運行の維持・改善やデマンド交通などの公共交通の充実化
- 生活利便施設の立地誘導によるにぎわい創出
- 不動産投資の活性化による地価下落の抑制・上昇、税収増
- 道路やライフラインの効率的な維持・整備による歳出抑制

5. 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、行政、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心部に誘導・集約し各種サービスの効率的な提供を図るべき区域で、以下のとおり設定します。

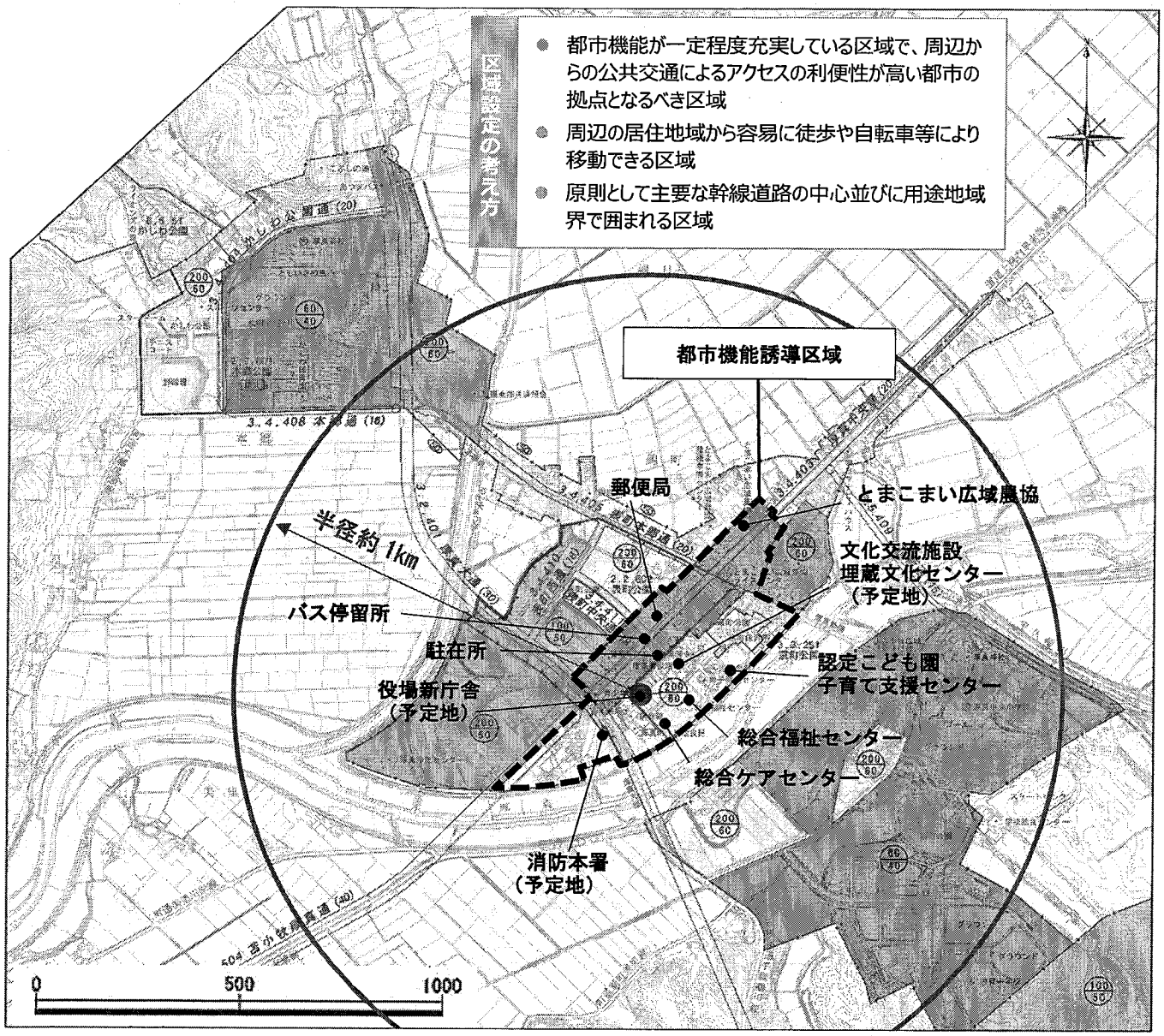

誘導施設の設定	誘導施設とは、都市機能の増進を目的に、すべての町民が健康で快適に暮らしていくために必要な機能について、厚真町における都市機能の立地状況を踏まえて都市機能誘導区域内に誘導を図る施設です。		
機能	対応する施設	現状	誘導
行政機能	役場	有	再編
	消防本署	－	誘導
	駐在所	有	維持
医療機能	各種クリニック	有	維持
	調剤薬局	有	維持
商業機能	コンビニエンスストア	有	維持
	飲食店舗	有	維持
金融機能	郵便局	有	維持
	信用金庫	有	維持
	農協	有	維持
教育・文教機能	児童会館、母子健康センター	有	再編
	図書館	有	再編
	埋蔵文化センター	有	再編
	青少年センター	有	再編
保育・子育て機能	認定こども園	有	維持
	子育て支援センター	有	維持
福祉機能	総合ケアセンター	有	維持
	総合福祉センター	有	維持
公共交通機能	バス停	有	維持

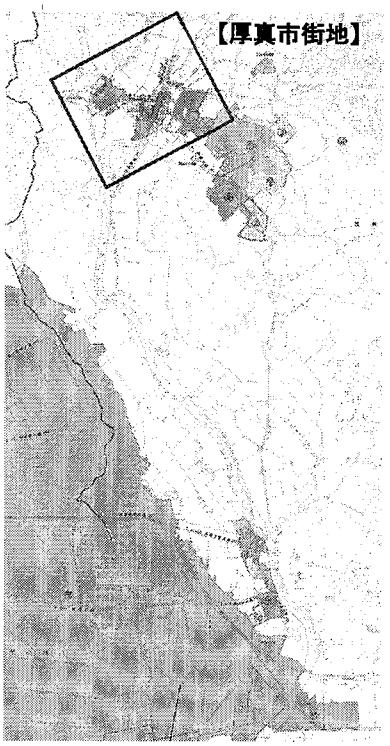

6．居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域で、以下のとおり設定します。

区域設定の考え方	
公共交通によりアクセスしやすい区域	●厚真市街地においては役場新庁舎まで概ね 1km の範囲内及びバス停まで概ね 0.5km の範囲内 ●上厚真地区においてはバス停まで概ね 0.5km の範囲内のほか、地域間幹線系統の公共交通により都市機能誘導区域や近隣都市に接続
都市機能誘導区域及びその周辺の市街地の内、既存住宅等により連続して形成されている区域	●厚真市街地においては都市機能誘導区域を含み、2040 年までの人口増減率－１０％未満の区域 ●上厚真地区においては 2040 年までの人口増減率－１０％未満の区域
災害対応	●土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を除いた範囲
土地利用の実態	●厚真市街地における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域（フォーラムビレッジ）、第一種住居地域（表町・京町・錦町・新町・本町の一部）、商業地域、準工業地域（本町・京町の一部） ●上厚真地区における第一種住居地域、準工業地域（土地区画整理事業、子育て支援住宅、公営住宅等計画地）

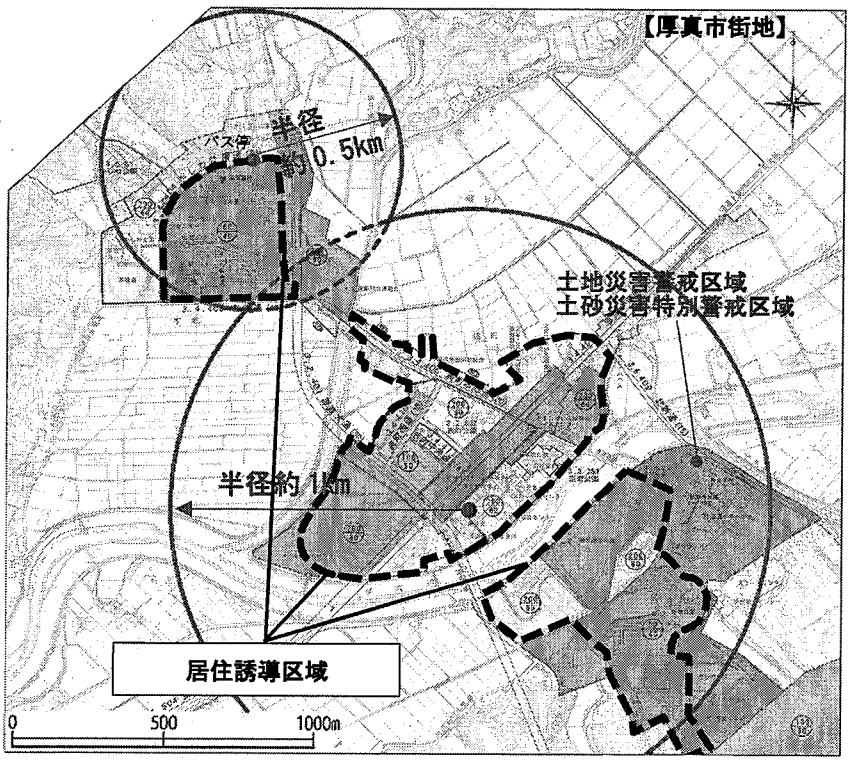

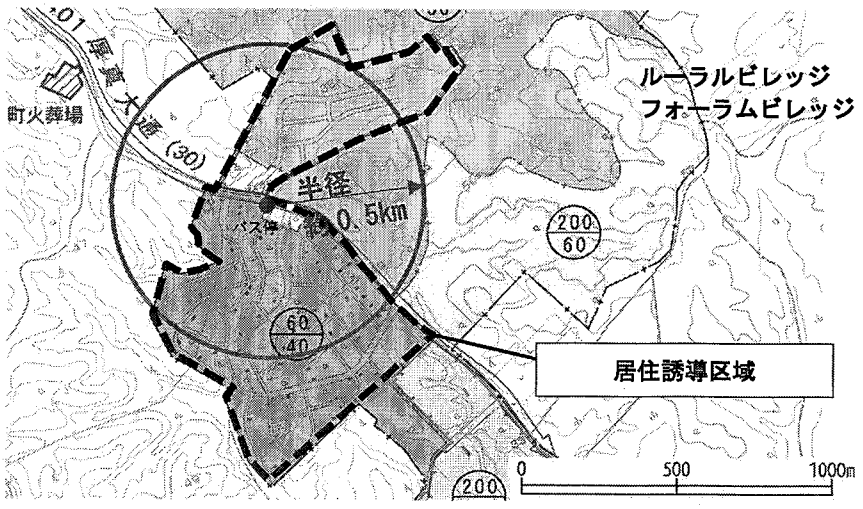

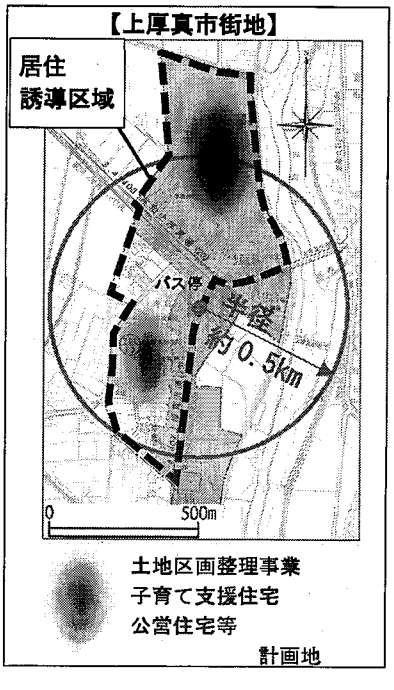

(1)都市機能を維持・誘導するための施策

誘導方針の「魅力ある中心拠点の形成」に向け、都市機能誘導区域内において以下の具体的施策を実施します。

厚真町庁舎周辺等再整備

役場庁舎の建替えと併せ、周辺における行政・教育・文化・福祉機能を有する公共施設の集約・再編により、交流拠点性の向上を図るとともに、防災拠点としての機能性向上を図る。

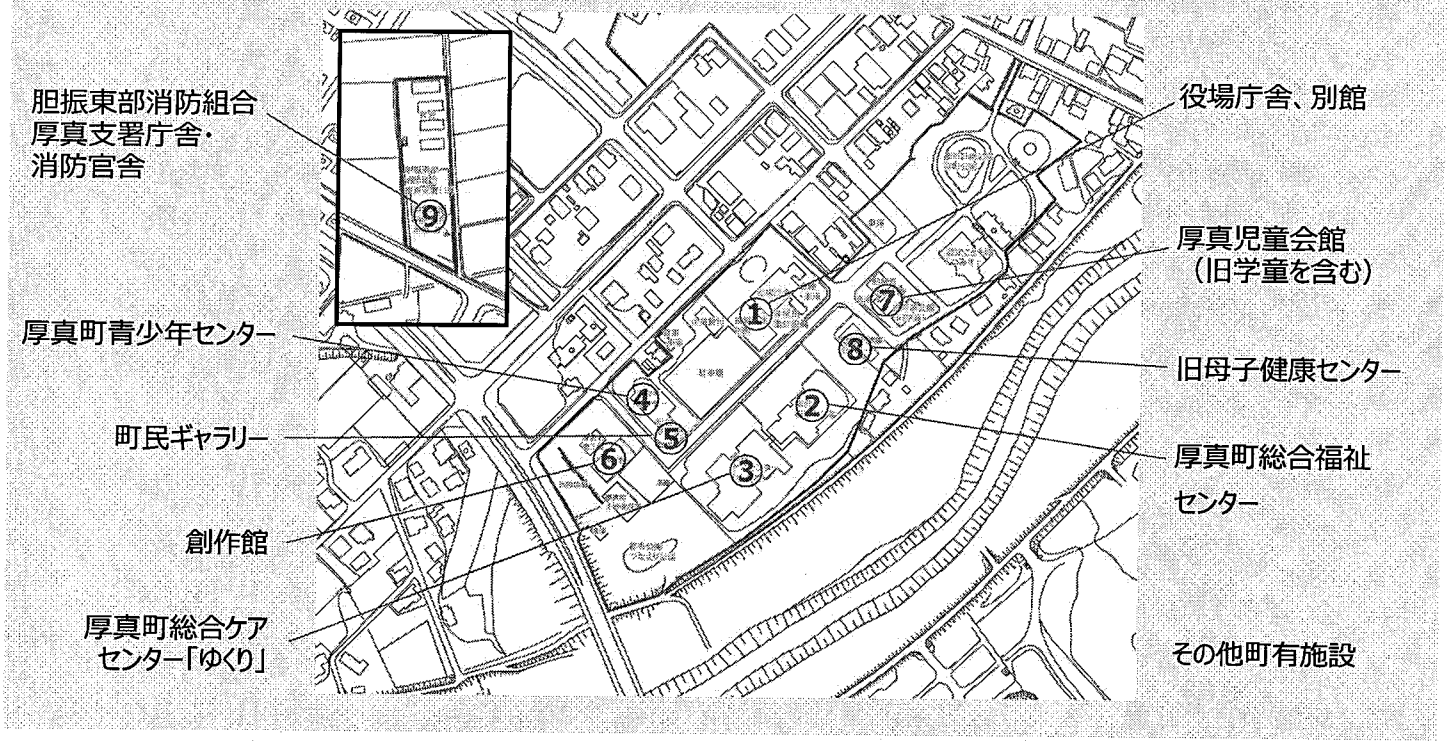

(2)居住誘導のための施策

計画的な市街地整備

- 土地区画整理事業や開発行為により厚真地区・上厚真地区それぞれに分譲住宅地を整備
- サテライトオフィスやテレワーク施設の整備事業
- 分譲地整備のための地区計画制度の活用

空き地・空き家の活用

- 厚真町空き家等対策計画に基づく空き家の撤去等
- 適正な管理・活用方法の検討
- 商業施設等の生活利便施設の立地誘導や高齢者共同福祉住宅の整備

公営住宅等の整備

- 厚真町住生活基本計画に基づく総合的な住宅・住環境づくり
- 公営住宅等長寿命化計画に基づく子育て支援住宅の整備
- 市街地内の大規模な未利用地における新たな分譲地整備事業

公共交通の充実

- 循環福祉バス「めぐるくん」については路線の再編に加え対象者及び路線の拡大やデマンド方式への転換
- 厚真町と周辺市町を結ぶ地域間幹線系統の維持・確保
- 既存の町内公共交通資源を活用した広域交通との接続強化

広域間交通の充実と道路網の維持管理

- 長期未着手の都市計画道路については見直し方針を策定
- 骨格を形成する道路については厚真町地域防災計画に基づき災害時における町民の安全性を確保
- 安全でゆとりある歩道の整備・改善による歩行者・自転車ネットワークの形成
- 町道の整備・改善にあたっては優先順位を定め継続的な維持管理

居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題、防災まちづくりの取組方針、並びに具体的な取組みと目標値を以下のとおり定めます。

（1）防災・減災まちづくりに向けた課題

洪水や土砂災害、津波災害等の災害ハザード情報や避難所の適正性により、以下に課題を整理します。

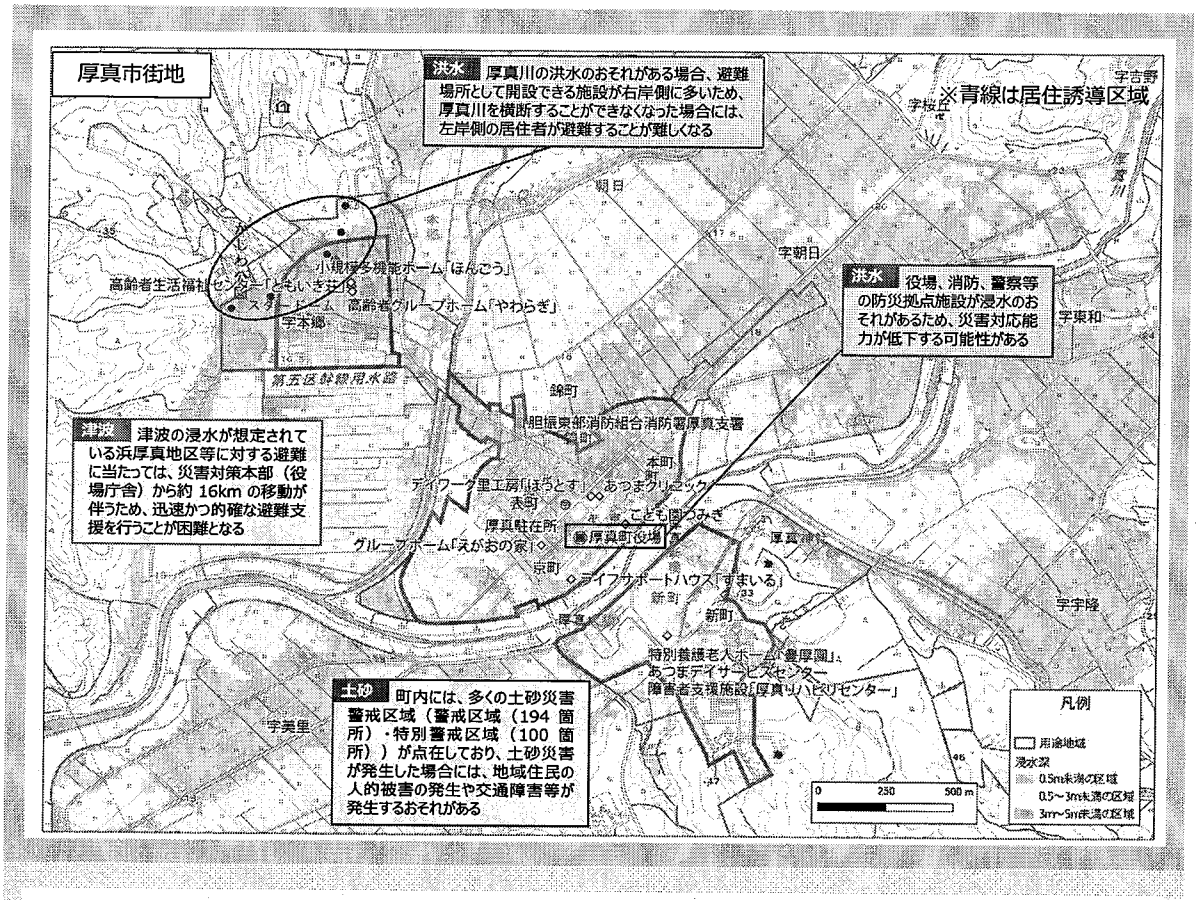

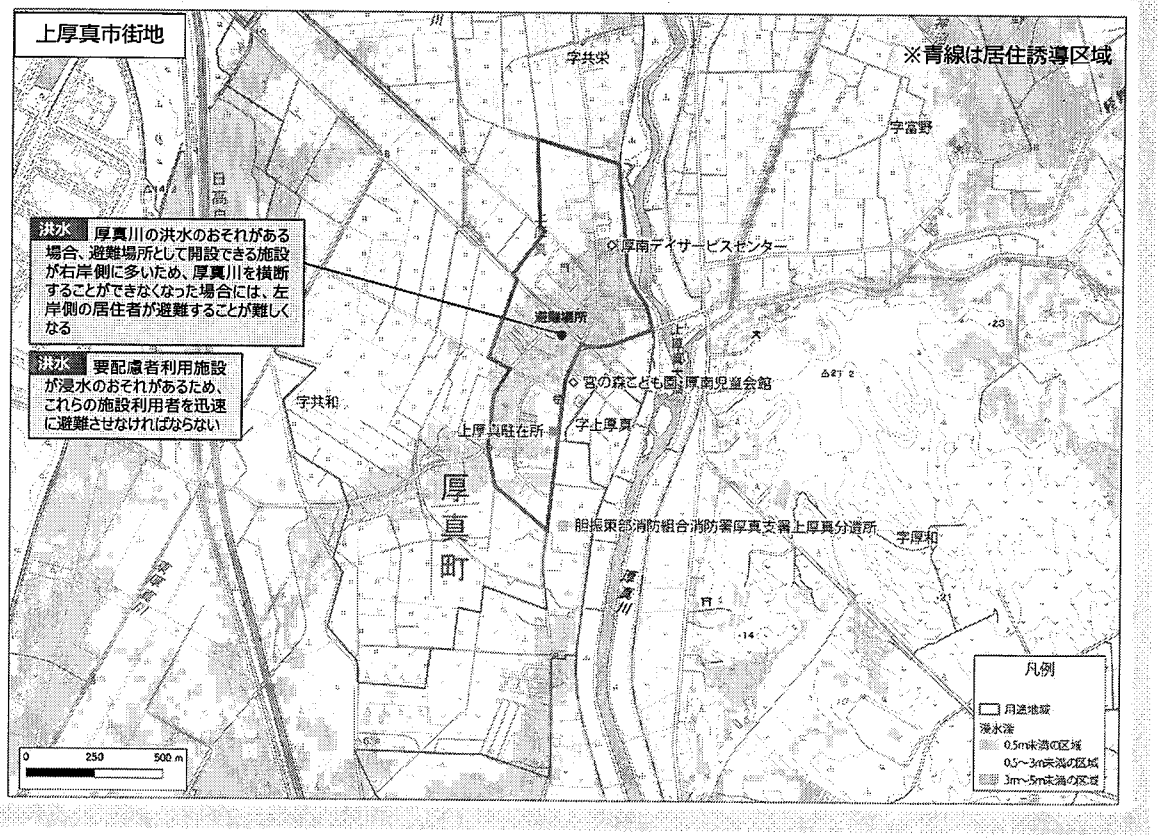

（2）防災まちづくりの取組み方針等

災害リスクに対する方向性

災害リスクの高い地域等への対応

浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に含まれている地域や建築物に対し、平時から防災・減災対策に取り組むとともに、発災時においては避難に関する情報の発令を躊躇することなく的確に行うなど、災害リスクの回避や災害リスクをできるだけ低減するものとします。

孤立化や分断リスクへの対応

厚真市街地と上厚真市街地、浜厚真地区等とを結ぶ道路や、町外への幹線道路の寸断によって地区の孤立化や分断が生じた場合、救援物資の輸送や被災者の搬送が困難になるおそれがあることから、避難場所の機能向上や物資の備蓄等による充実化を進めるものとします。

取組方針

今後における洪水浸水や土砂災害などの災害リスクは完全に避けることはできないことから、まちづくりの基本方針のひとつである「防災性の向上」に向け、防災まちづくりの取組方針を「災害リスクを一定程度受容したまちづくり」として災害リスクの回避と災害リスクの低減に取り組むこととします。

具体的な取組みと目標

取組方針	具体的な取組	
災害リスクの回避	災害レッドゾーンにおける立地規制、建築規制	
	災害リスクの高いエリアからの移転促進	
災害リスクの低減	ハード面	恒久対策工等の防災工事の推進、治水対策
		公共施設の耐震化促進
		防災拠点機能を高めた役場庁舎改築と周辺整備
		避難場所の機能向上、備蓄等の充実化
		避難路整備や指定避難場所へのアクセス道路整備
	ソフト面	地域防災計画、業務継続計画の見直し
		自主防災組織の発足促進
		防災訓練の充実、防災・減災知識の普及啓発
		東胆振広域圏定住自立圏の連携を含めた情報共有体制の構築・強化

目標	項目	現状値	目標値（令和７年度）
	役場庁舎の耐震化	未実施	計画期間内に実施
	業務継続計画	策定済	必要に応じ見直し
	自主防災組織設置数	4	20
	防災訓練の実施回数	0	増加
	地区避難計画策定数	1	20

9．目標の設定と評価方法

（1）目標の設定

本計画の達成状況を分析・評価し、施策等の妥当性や必要性を評価するため、評価指標及び目標値を以下に定めます。

区分	指標	現況値	目標値
居住人口	居住誘導区域内の人口密度	10.0 人/ha (2015 年)	11.0 人/ha 以上 (2025 年)
公共交通利用者数	地域間幹線系統バスの利用者数	136,713 人／年 (2020 年)	125,000 人／年 (2026 年)
	めぐる君利用者数	3,555 人／年 (2020 年)	6,000 人／年 (2026 年)
都市機能施設	都市機能誘導区域において更新された施設数	－ (2015 年)	2 施設以上 (2025 年)

（2）評価方法

下記に示すＰＤＣＡサイクルの考え方を基本として、計画や施策の達成状況や進行状況を段階的に検証し、検証結果を踏まえた改善策の検討など、効果を常に考慮した計画の推進を図ることとします。

実施状況の検証は、国勢調査や都市計画基礎調査、各年の各種関連データや土地利用の動向把握などにより行うこととし、今後、厚真町を取り巻く社会経済情勢や住民意識の変化、上位計画の変更、都市計画法や関連法令の改正、都市計画マスタープランの変更等を勘案し、必要に応じて立地適正化計画の見直しを行うこととします。

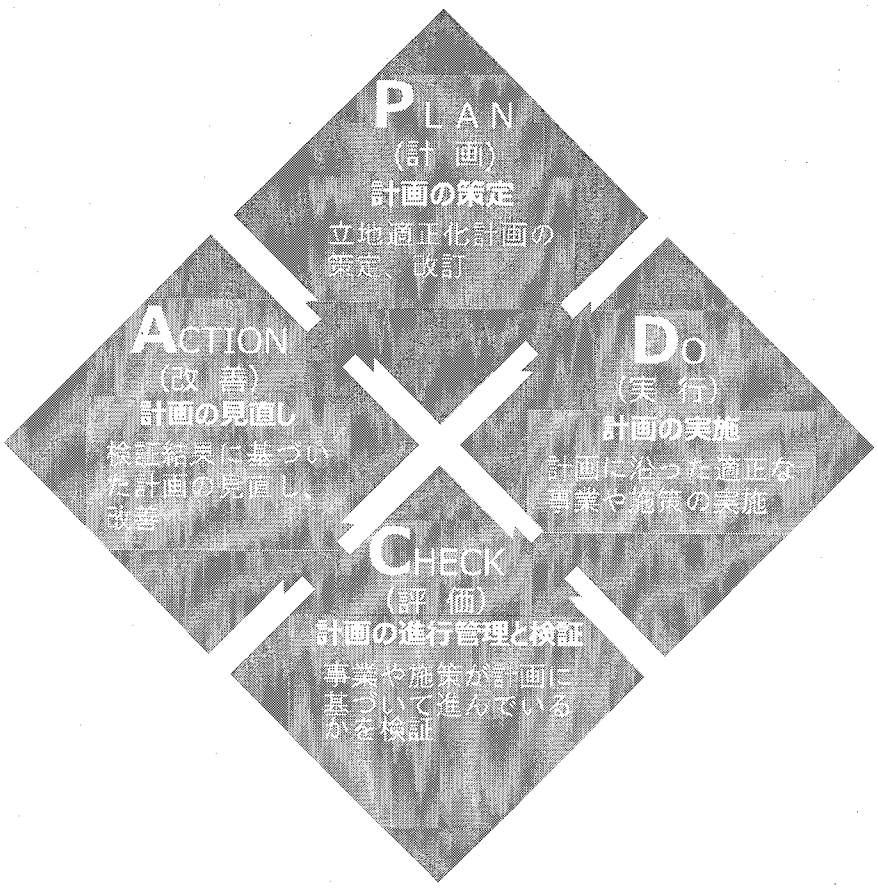

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

「文化交流施設及び（仮称）アイヌセンター」

青少年センター天体室と今後の天体観望会について

1　青少年センター天体室の現状等について

大型天体望遠鏡	ニコン製 15ｃｍ屈折赤道儀　最高 450 倍率
天体ドームで、望遠鏡を使う理由について	ドームは空気の揺らぎがなく、きれいにみえることや天体望遠鏡を守るため（湿度が高いとレンズにカビが生える）
天体室の修繕について	S54 年から大規模（300 万以上）の修繕はなし。 今後、雨漏りによる望遠鏡の劣化を避けるため、ドームの屋根の外部塗装や防水処理等で、約 10 年毎に 1 千万規模の費用が想定される。
大型天体望遠鏡メンテナンス及び修繕状況	・メンテナンス費用：H30 年実施　約 100 万円（内訳　現地作業費 2 人分 480 千円、出張準備費 40 千円、移動拘束費 160 千円、交通費 173 千円 茨木県から 2 人分、報告書作成 60 千円、宿泊費 22 千円） ＊修繕は、なし
本来必要なメンテナンス作業と今後想定される修繕費用	【定期メンテナンス】業者からは年 1 回のメンテナンスが望ましい旨。 メンテナンス内容：据付精度の再調整、導入精度確認、主望遠鏡及び案内望遠鏡対物レンズ清掃等 【極軸調整】北極星を観測しながら、望遠鏡の位置を合わせる作業で、曇天ではできないため、2～3 日の滞在余裕が必要で、数年に 1 回約 50 万円必要 ～想定する修繕～ 【レンズ交換】レンズは日頃のメンテナンス作業でほぼ半永久的に使用可であるが、傷がついた場合等には、現在、使用のレンズは鉛が入っており代替硝種による再設計、レンズ製造が特注で、作業工賃を含めて約 1～2 千万かかる。 他の部品は代替品で修理可能
新築建物に天体室を新設する費用	現在と同等規模の天体室の場合は、約 6 千万円＋可動式ドーム製作代として、別途費用が必要だが、北海道にドーム制作の会社がないため、運送を含め高額な費用が予想される。
新築建物へ望遠鏡を移設する費用	約数千万円 ※クレーンで吊り上げる際に望遠鏡の土台の基礎を安定してから行うため高額になる。
小型望遠鏡について	昭和 55 年に　高橋製作所製 8cm 屈折赤道儀を 5 台購入（1 台 16 万円） 最高 171 倍率

2　青少年センター天体室及び天体観望会の課題について

・平成 30 年のメンテナンスの際に、胆振東部地震の影響で、望遠鏡の据え付け精度が悪化しているので、再調整を勧められた。（観測は、目視で行えば支障がないと判断し、実施しなかった。）
・極軸調整を行っていないため、正確な星の追尾が出来ず、目視で星を探し観察している。
・天候に左右される（雨天は中止）
・コロナ禍で、天体室の収容人数制限や望遠鏡を共有するための感染対策で、天体観望会の運営に支障が出た。（観察までに長時間待つなど）

3　天体室をなくすという結論に至った経緯

・青少年センター建設当時に比べ、天体望遠鏡の性能は向上しており、天体室を設置しなくても、一般的な天体観望に使用する用途であれば、十分な性能の可搬式のものが最新の望遠鏡では約 60 万円で購入可能。
・最新の天体望遠鏡では、デジタル技術を活用して、スマホやディスプレイに、望遠鏡が捉えている映像を飛ばすことができ、大勢の参加者でも、順番待ちをすることなく、同時に見ることができ、また、多少の雲がかかっていても観測が可能であるため、天候にも左右されにくく、安定して有意義な天体観望を行うことができる。

4　新たな文化交流施設での天体観望会について

天体観望会実績	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R3 年度
回　数	5 回（2 回雨天中止）	2 回	2 回	3 回
参加人数	37 人	16 人	86 人	108 人

	今までの天体観望会	新たな天体観望会
概要	天体観望会（大型天体望遠鏡を使って見る。小型の望遠鏡も利用）	電視天体観望会（天体専用の高感度カメラを望遠鏡に差し込み、パソコンやスマホのディスプレイを介して見る）
場　所	青少年センター天体室、屋上スペース	文化交流施設の屋上スペース、人の集まる場所等
望遠鏡	大型天体望遠鏡	①　CMOS カメラ ②　デジタル望遠鏡 ③　Windows P C　各 1 台
予　算	メンテナンス約 100 万円（年 1 回）＋天体室修繕　1 千万円規模の費用（約 10 年毎に）	①　CMOS カメラ　約 10 万円 ②　デジタル望遠鏡　約 53 万円 ③　メンテナンス　約 3 万（年 1 回）レンズ清掃
メリット	・大型望遠鏡での天体観察 ・従来の天体観望会ができる	・ディスプレイで同時に見ることが可能（スマホなら 10 人程度まで可） ・明るい場所や多少の雲でもきれいに見える ・天体画像を撮影できる ・持ち運び可能で、場所を選ばない ・専門知識が無くても星等の名前がわかる

デメリット・課題	・現状の望遠鏡は操作が難しく技術が必要で、現状、小型可搬式の天体望遠鏡で十分な程度の太陽系惑星等の天体観望会しか行うことができない ・現状の望遠鏡の十分な性能を引き出して発揮させられる技術を持った人材の確保が困難 ・現状、極軸調整がされていない ・高額なメンテナンスが必要 ・1人1人交代で見るため、待ち時間が長い ・雲がある時は見えない ・接眼部を共有するので感染対策が必要	・今のところ特にない

『青少年センター図書室と整備予定の文化交流施設併設の図書館等について』

1　図書室と図書館の違いについて

	図書室	図書館
根拠法令	社会教育法第 22 条第 1 項第 3 号に基づく公民館の事業の一つとして運営	図書館法第 7 条の二に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準が定められている
設置基準	公民館の設置及び運営に関する基準（平成 12 年文部科学省告示第 112 号） 第 9 条（施設及び設備）第 1 項 「公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。」 第 2 項 「公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。」	図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年文部科学省告示第 172 号） 第一　総則　二　設置の基本　3 「人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。」 第二　公立図書館　一　市町村立図書館 1　管理運営　（六）施設・設備 「高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備（中略）に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。」 第二　公立図書館　一　市町村立図書館 3　図書館サービス　（五）　多様な学習機会の提供 「学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。」

図書館整備の数値基準（日本図書館協会）※数値は必須ではなく、これ未満でも図書館の設置は可

・最低蔵書数 5 万冊、開架冊数約 4 万 9 千冊（人口 6,900 人以下）

・延べ床面積：最低基準 800 ㎡

・職員：専任職員 3 名以上

図書館の主なサービスについて

・複写サービス：司書又は相当する職員（著作権法施行規則第 1 条の 3 に定めるもの）を置き、図書館が主体となって、適否を判断し複写サービスを行う。

・レファレンスサービス：利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務

2　青少年センター図書室から整備予定の文化交流施設併設の図書館について

	青少年センター等	文化交流施設
目　的	目的：青少年の化学的知識の普及と文化の向上を図る。	目的：図書館を核とした文化複合施設で、従来のサービスのほか、地域の文化交流や町民活動を支援し、まちづくりや地域振興・活性化を図る役割を果たす。
利点及び課題	課題：駐車場から道路を渡り入口に入る エレベーターがない 自習室スペースが点在し、集中しづらい 書架間の通路スペースが狭いところがある 閉架図書スペースがない インターネット専用スペースがない 児童専用トイレがない 施設の老朽化に伴う管理経費 事務室が近く静かさの確保上望ましくない	利点：ユニバーサルデザインに配慮 建物管理費の軽減化 床面積増加による開架図書数の拡充 図書館を利用しない層の利用拡充 共用施設部分の建物面積の削減
規　模	・青少年センター　約 1,510 ㎡（図書機能 280 ㎡、プラネタリウム約 50 ㎡、展示機能 270 ㎡、会議室機能約 160 ㎡、事務機能約 140 ㎡、共用等約 610 ㎡）	文化交流施設　約 2,000 ㎡（図書機能約 600 ㎡、プラネタリウム約 100 ㎡、展示機能約 100 ㎡、創作機能約 180 ㎡、ホール機能約 200 ㎡、会議室機能約 60 ㎡、事務機能約 60 ㎡、キッズスペース約 80 ㎡、共用等約 620 ㎡）
併設・集約施設	・創作館　約 360 ㎡（創作機能約 180 ㎡、ホール機能約 40 ㎡、事務機能約 20 ㎡、共用等約 120 ㎡） ・児童会館　約 500 ㎡（ホール機能約 210 ㎡、事務機能約 180 ㎡、共用等約 110 ㎡）	

3　文化交流施設併設図書館等について

○社会教育Ｇが文化交流施設に求める機能について

1．図書館

①図書館利用者以外の方も来たくなる滞在型図書館。

②図書館を核に他の機能と集約することで、利用者の目的以外の「もの、こと」に触れることで、新たな興味を引き出す施設。

③複数の課と情報を共有し、町の情報発信地となるような図書館。

④他の施設の利用者も通るような回遊動線を意識した利便性のあるつくり。

⑤読み聞かせコーナーをオープンにし、多目的利用。

⑥児童図書コーナーは、乳幼児親子の利用促進のため、キッズトイレを設置。

2．プラネタリウム

①プラネタリウムは、自動解説ができる既存のデジタル投影機を引き続き利用。

②プラネタリウム室の固定式椅子を廃止し、様々な用途で活用。

3．天体室

①既存の天体望遠鏡は廃止し、デジタル型望遠鏡に変更。

②天体室は廃止し、天体観望スペースとして文化交流施設の屋上等を利用。

4．ホール

①防音にすることで、吹奏楽や太鼓のほか、ミニコンサート、映像などの上映。

5．創作スペース（陶芸、木工等）

①利用を限定せず、様々な創作活動ができるスペース。

6．フリースペース・飲食

①フリースペースは、閲覧や学習スペース、展示など要望に応じた利用ができる空間。

②飲食を含めた様々な出店者に対応し、屋外の一体的利用も含めたフリースペース。

○文化交流施設の先進地事例

1．広場と一体化したイメージ

図書機能を融合した複合施設せんとぴゅあII（東川町） 3,024.77 ㎡

【特徴】

・正面に大庇を設置し、芝生広場と一体化した利用が可能

・前面に大きな開口部と屋根面のハイサイドライトで自然光を多く取りいれている

・隣接施設のエントランスを屋根付き通路で結ぶ

・ワンフロアで段差がなく、ユニバーサルデザインに配慮したつくり

・前面道路から２５度傾け、景色にも配慮

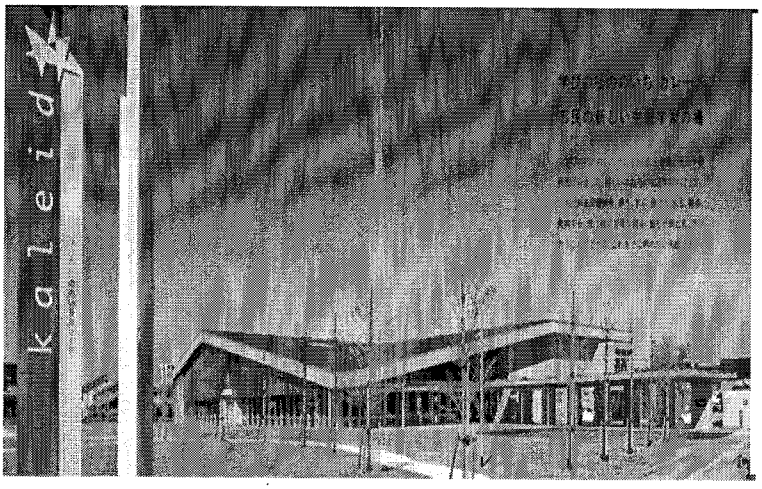

【特徴】

・正面は芝生公園に面しており、一体化した利用が可

・光庭で自然光が入る、日中は室内が明るい

・正面入口の他に住宅街のある反対側に出入り口を設置

・駐車場から正面入口まで、屋根付きのエントランス設置

5,695 ㎡

図書館と市民活動センターの複合施設「学びの杜ののいちカレード」（石川県野々市）

2. 図書館イメージ

【にぎわい会議から】
- 大きな図書館
- おしゃれな図書館
- BGM が流れる図書館
- 図書館のエントランスホールが様々に使える
- サテライトキャンパス等の多機能な図書館
- 駐車場やアクセスが便利な図書館

【図書室利用者アンケートから】
- 駐車場から入口まで道路を渡るので危険
- 正面玄関が入りにくい、エレベーターがない
- 蔵書数が少ない
- 勉強できるスペースが欲しい
- トイレが暗い
- スペースが狭くゆったりしたスペースがない

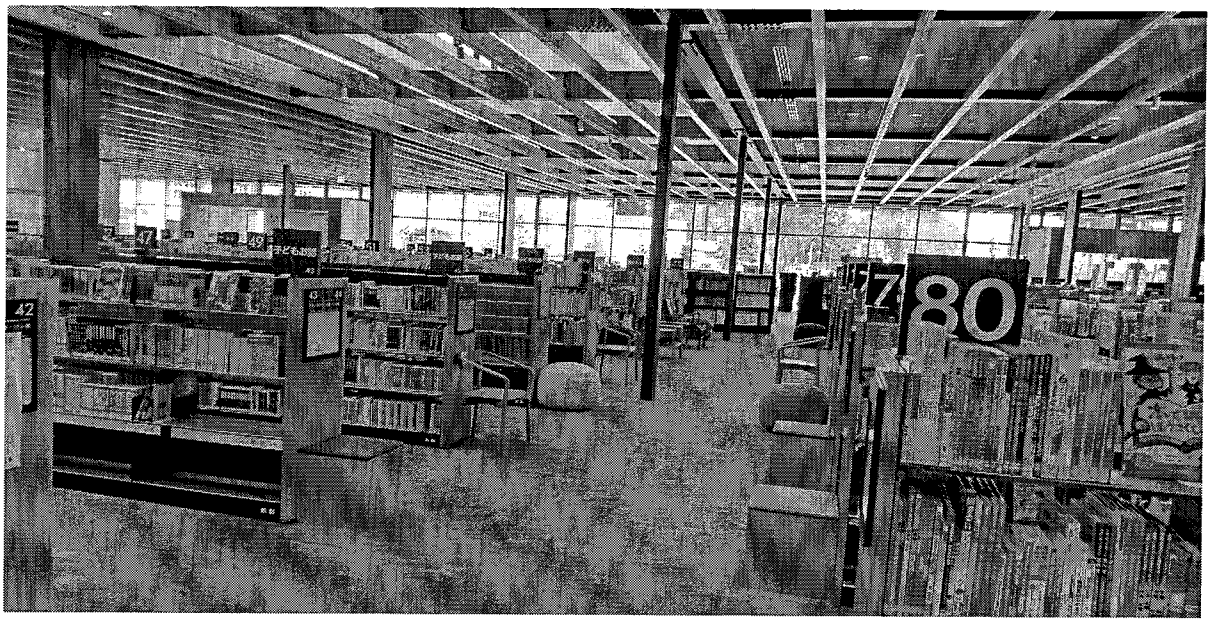

せんとぴゅあII（東川町）　　約 1,236 ㎡

【特徴】
- 鉄骨と木のハイブリット構造で見通しの良い空間に
- 書架の間の通路を広くし車いすでも移動が容易に
- ワンフロアに背の低い書架を配置

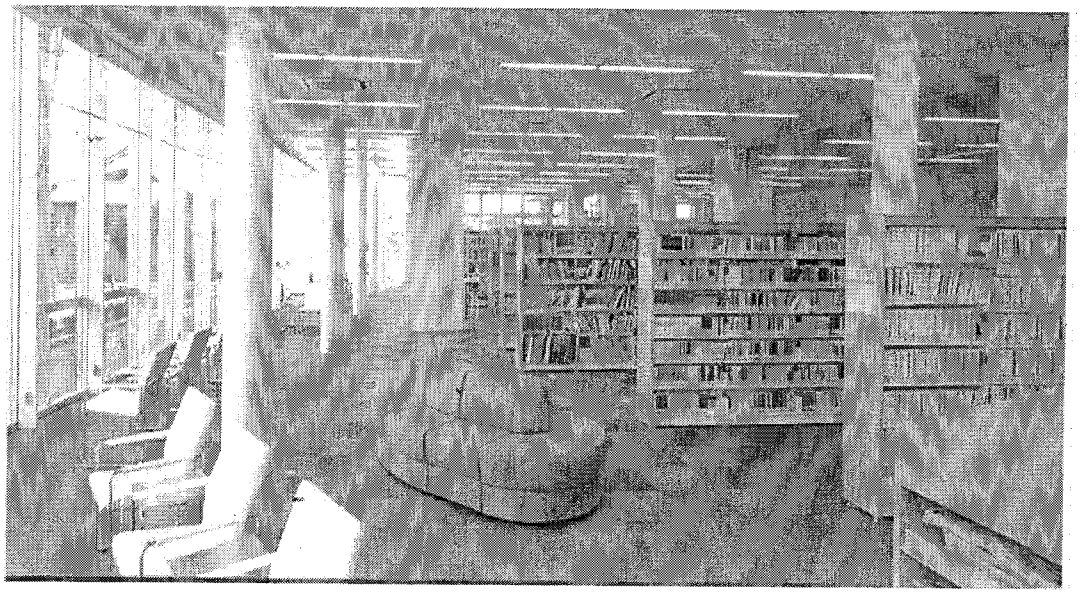

図書館と地域複合施設「かほく市立図書館」（石川県）

【特徴】

・書架を中央に配置し、本の直射日光の影響を和らげる

・大型カーテンウォールで太陽光を有効に活用

・入口から左右に児童図書コーナーと一般図書コーナーを分離

○自習室または学習室の配置

【にぎわい会議から】

・中高生が勉強できる場　・静かに一人で勉強・仕事・読書がしたい

・集中できる場所

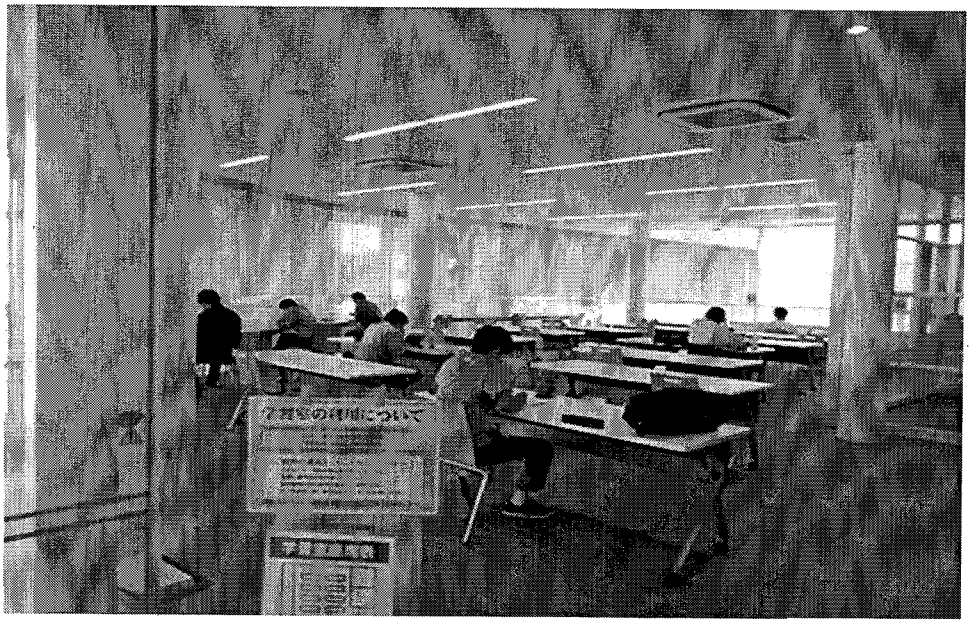

「学びの杜ののいちカレード」（石川県野々市）　100.93 ㎡

【特徴】

・書架を 1 階に 2 階に学習室を設置

・静かな環境

○レファレンスカウンター（必要な資料、情報を案内するサービス）及びインターネット閲覧コーナー

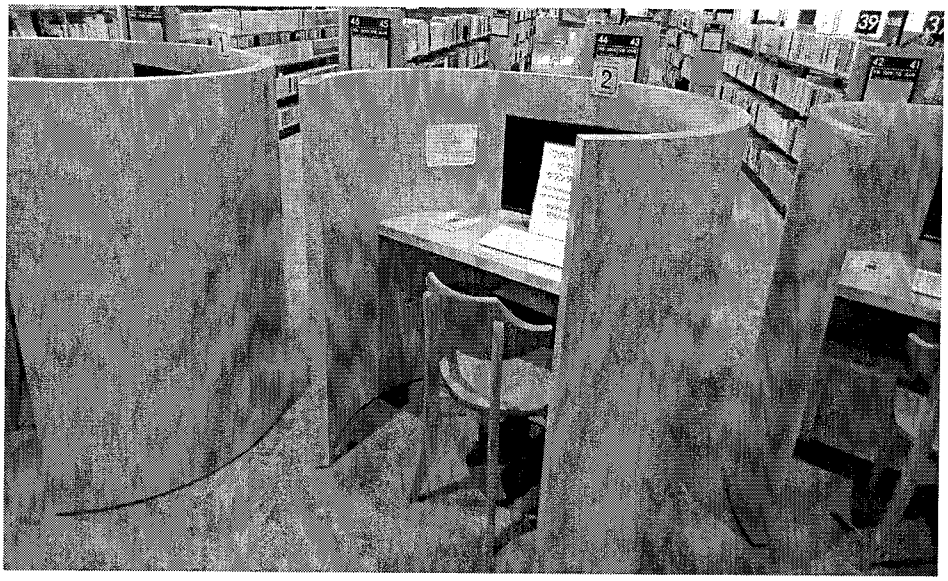

「せんとぴゅあII」（東川町）

【特徴】

・インターネット閲覧専用スペースを配置

・半個室で集中しやすい

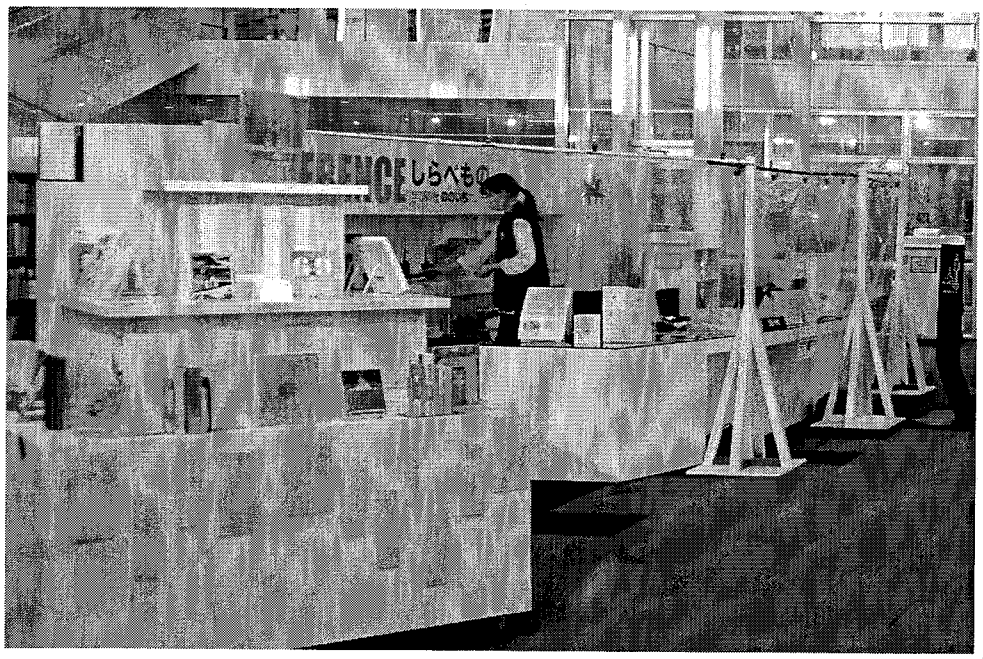

「学びの杜ののいちカレード」（石川県野々市市）

【特徴】

・レファレンス専用スペースを設置

・ウェブサイトによる情報発信やメールによるレファレンス受付も可

○児童図書スペース及び読み聞かせスペース

【にぎわい会議から】
- 本を読んでるとき子どもが見える
- わいわいおしゃべりしながら読書できる
- 子ども達が世界とつながる場

【図書室利用者アンケートから】
- 児童専用トイレを設置してほしい

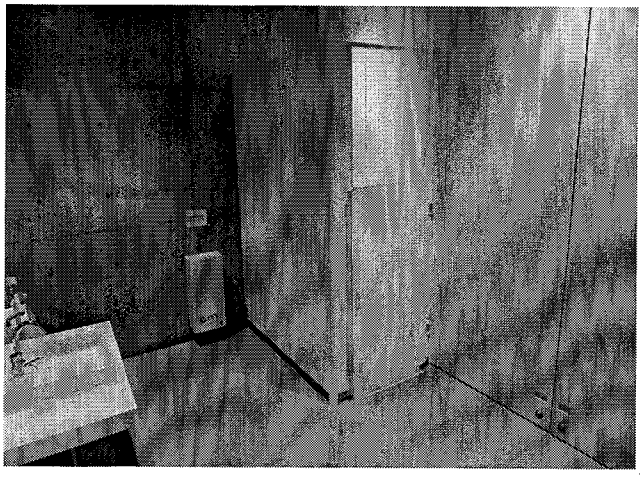

「学びの杜ののいちカレード」（石川県野々市市）

【特徴】
- 読み聞かせスペースを中心に円形に児童専用書架を配置
- 児童専用トイレとおむつ交換スペースの設置

「学びの杜ののいちカレード」（石川県野々市市）

【特徴】

・読み聞かせスペースをオープンにしている

・使用しない時は子ども達の閲覧スペースに

・読み聞かせの時は、昇降幕を降ろし、個室空間を演出

○閲覧スペース及びフリースペース

【にぎわい会議から】
・気軽に集まれるスペース
・常設展示だけでないアートイベントの開催
・外のホールやテラスで本を読む
・夜の大人の遊び場

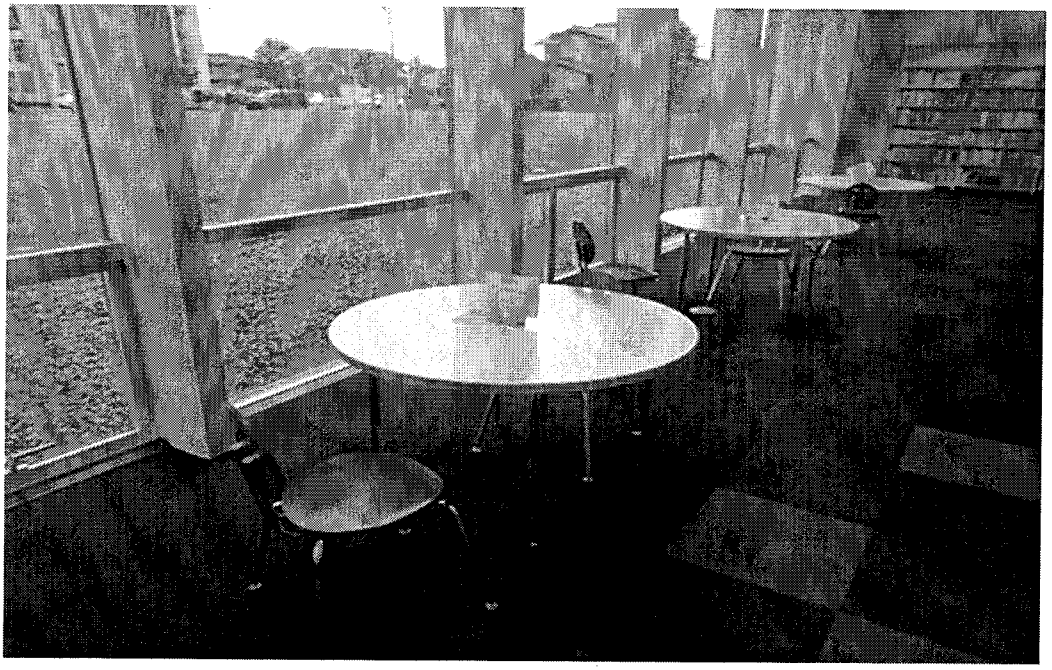

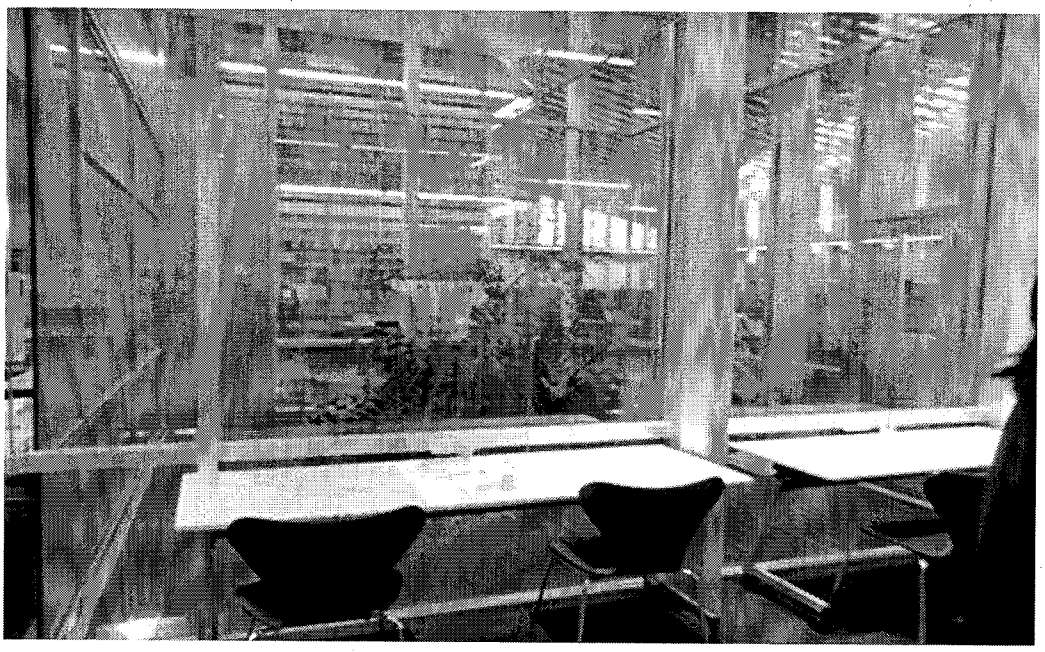

「学びの杜ののいちカレード」（石川県野々市市）

【特徴】
・窓際の方向にテーブルや椅子を配置
・ゆったりとしたスペース
・場所の雰囲気に合わせて、椅子やテーブルを選択

創作館及び児童会館の機能について

【にぎわい会議から】

- 気軽に立ち寄れる創作室
- 町内のサークルの楽器や備品を収納する場所
- 小ホールは可動板で、多目的に
- 小ホールで映画を観たい
- 既存団体の町内サークルの優先利用
- 創作部門の音や振動対策のある場所
- 誰でも得意なことを教えられる場

○音楽スタジオ

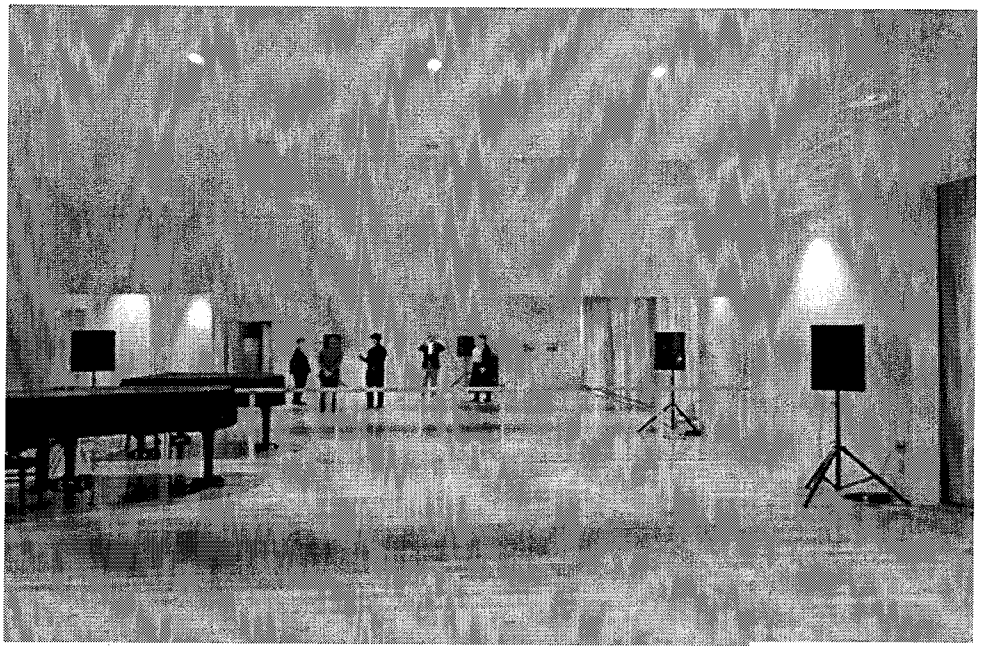

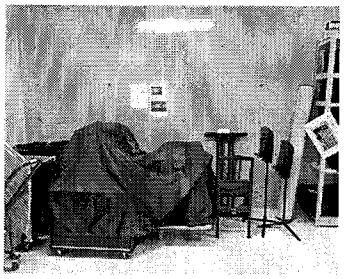

「学びの杜ののいちカレード」（石川県野々市市）　123.10 ㎡

【特徴】

- 楽器の練習の他にダンスの練習ができる（一面が鏡張りのため）
- 発表会やミニコンサートを開催
- 貸出用楽器の収納スペースがある

○創作スタジオ

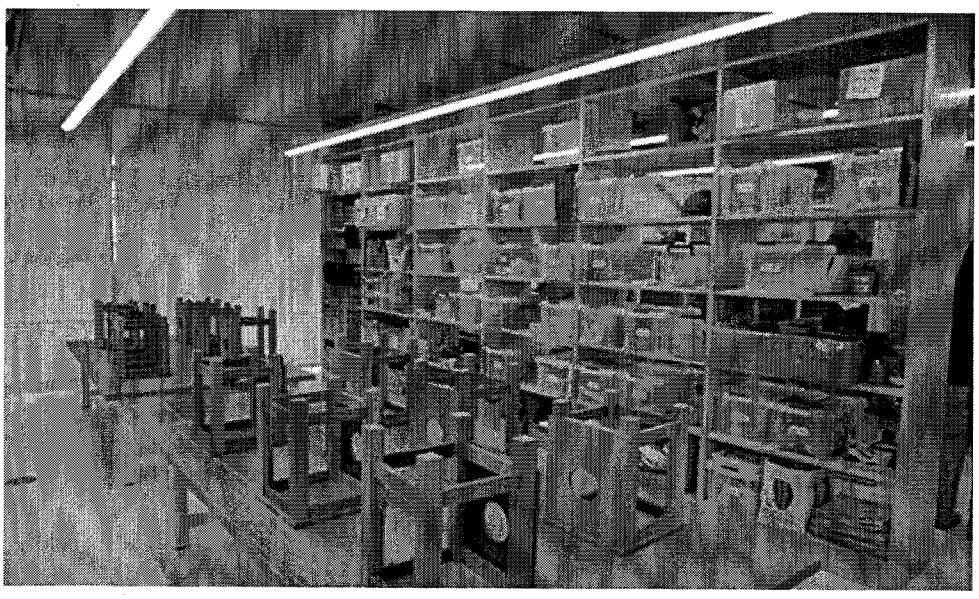

「学びの杜ののいちカレード」（石川県野々市市）　89.1 ㎡

【特徴】

・同様の部屋が２つあり、陶芸と木工、書道や絵画などの創作で用途分け

・ドアをガラス張りにして、中の様子が見え、他の利用者も目にするように工夫

・名前を陶芸室と限定せずに、創作室として多目的に使えるように

○体験室

「せんとぴゅあII」（東川町） 64.35㎡

【特徴】

・ガラス張りで、中が見えるようにしている。

・体験等のイベント以外は会議など多目的に使える

・一面を白い壁にして、スクリーンとして利用

・一つの部屋を可動式の壁で仕切ることが可能

【創作館の利用状況】

○休館日及び時間　日曜日、月曜日、祝日及び年末年始　午前９時～午後５時まで

陶芸室利用者数	H30	R元	R2	R3
一般利用者（延べ）	0人	47人	0人	0人
陶芸同好会（延べ）	595人	1,057人	798人	473人

・地震やコロナの影響で、講習会が出来ず、一般利用者が０人の年がある。

・平均１日３～４人　週に３日程度の利用が多い

・利用時間帯は、午前中が主で、午後は２時頃までの利用が多い。

【図書館新設のメリット】

・床面積拡充による開架図書数の拡充及び閉架図書の設置

・入口から駐車場までの安全性の確保

・ユニバーサルデザインの導入で、誰でも利用できる図書館

・ゆとりある空間で、静かに読書や学習、仕事など集中できる場所の確保

・子ども達がお話ししながら楽しめる空間や子育て中の親子が利用しやすい児童図書館

・図書館で厚真町に関する情報やイベントなど様々な情報収集ができる場

・フリースペースを活用した町民の活躍の発信の場や交流を深める場

【事例の施設】

○石川県野々市市「学びの杜ののいちカレード」　延べ床面積：3,913 ㎡　蔵書数：約 25 万冊

○石川県かほく市「かほく市立図書館」延べ床面積 1,169 ㎡　蔵書数：約 14 万 8 千冊

○北海道東川町「せんとぴゅあⅡ」延べ床面積 1,236 ㎡　蔵書数：約 7 万 5 千冊

＊せんとぴゅあⅡの床面積は、図書館類似施設で、他の機能と共有スペースが多いため、開架スペースのみ

○厚真町青少年センター図書室 280 ㎡　延べ床面積 1,510 ㎡　蔵書数：約 3 万 9 千冊

＊図書館部分のみの床面積記載

平面図

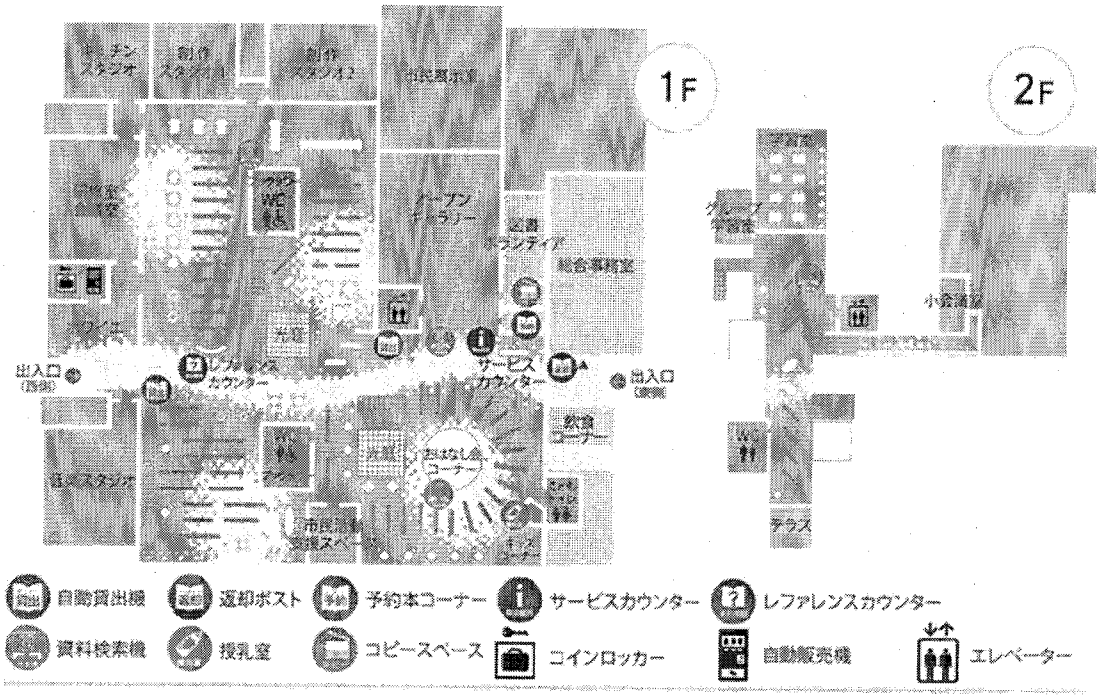

「学びの杜ののいちカレード」（石川県野々市市）

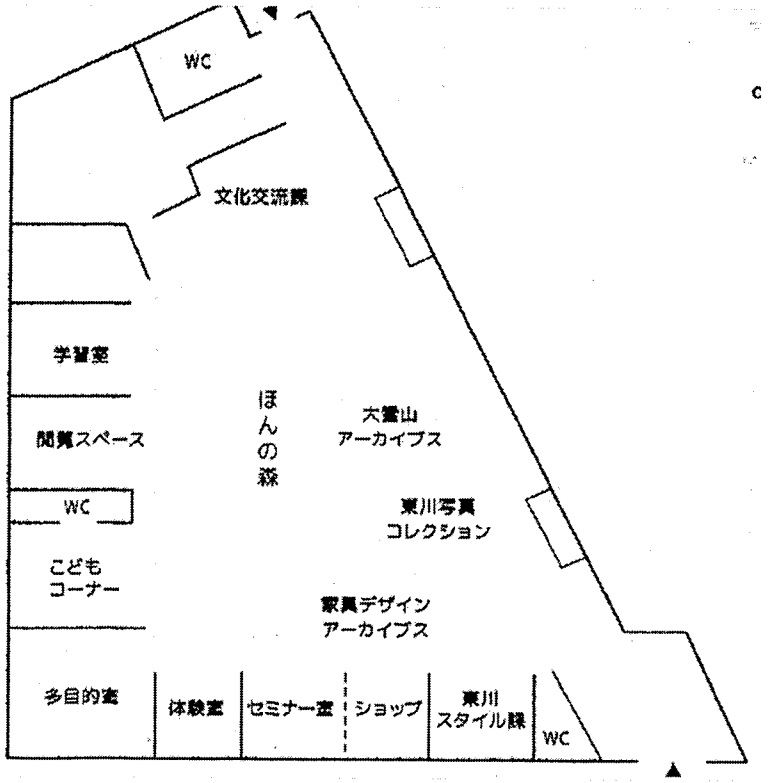

「せんとぴゅあⅡ」（東川町）

（仮称）アイヌセンターのコンパクト化に係る運用の想定

素案における機能	素案の規模（㎡）	代替案の規模（㎡）	素案における運用想定	代替案における運用想定
厚真の歴史展示・震災アーカイブのスペース	200	—	常設で展示	文化交流施設のフリースペース（共用等機能の一部）を利用し、必要に応じて容易に収納できるよう可搬性の高い形態で展示を行うことで、当該スペースを他の用途にも使用
アイヌ展示	180	180	—	—
映像展示室	160	—	開館時間中いつでも、映像を視聴可能	文化交流施設のプラネタリウム室を利用し、プラネタリウム使用時以外に映像の視聴利用（現状、プラネタリウムは 2 週間に 1 回程度の利用）
学習スペース	40	—	同センター内で、開館時間中いつでも、利用可能	文化交流施設の図書館の学習スペースや団体の場合は会議スペースや総合福祉センター等、他の施設を利用（現状、図書室の机の利用は 1 週間に数名程度と推測。会議室は読み聞かせの団体が週に 1 回（2 時間）程度、舞踊の団体が 1 週に 1 回（4 時間）程度、婦人の団体が月に 1 回程度、利用）
ものづくり体験室	40	—	同センター内で、開館時間中いつでも、利用可能	文化交流施設の創作スペースや総合福祉センター等、他の施設を利用（現状、創作館は 1 週間に 4 日程度、主に午前中の利用）
事務室等	140	40	同センター内で事務だけでなく、遺跡調査等に関する広いスペースを必要とする作業も可能	広いスペースを必要とする作業は他の施設を利用し、必要最小限の事務スペース利用
収蔵庫	140	140	—	—
物品庫・書庫等	90	—	同センター内で使用する物品及び文書を保管	使用頻度の高くないものは他の施設を利用し、文化交流施設の物品庫・書庫は必要最小限の利用
機械室	30	—	文化交流施設と別建物のため必要	文化交流施設と合築であることから、文化交流施設のものを利用
共用・その他	580	—	文化交流施設と別建物のため必要	文化交流施設と合築であることから、文化交流施設のものを利用
合計	1,600	360		

※文化交流施設の床面積は代替案においても床面積2000㎡と変わりない。

（仮称）アイヌセンターにおける遺骨の安置室について

○全国又は全道的な経緯・背景

・平成 7 年、北海道大学で北方諸民族などの人骨6体分が発見されたことに端を発し、人類学的研究目的で盗掘された数々のアイヌ遺骨に関して、人としての尊厳を保つ取り扱い、慰霊、地域返還が進められてきている。

・平成 19 年の「先住民族の権利に関する国連宣言」について、日本も批准しており、アイヌ民族がその対象として、広く認知されている。

・令和元年 5 月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」により、アイヌ民族の尊厳を取り戻すための施策のひとつとして、アイヌ民族の先人、祖先に対する敬意と人としての尊厳回復のため、発掘調査で見つかった人骨を丁重に扱うよう文部科学省から通知されている。

・道内外各地に保管されているアイヌ遺骨の取り扱いに関して、文部科学省により各地に保管されているアイヌ遺骨の所在、保管状況の調査なども行われてきた。

・令和元年 11 月には白老町の民族共生象徴空間の慰霊施設に各大学、市町村保管のアイヌ遺骨が集約され、慰霊が行われた。

○厚真町における経緯・背景

・厚真町においては、厚幌ダム建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査で副葬品とともに遺骨が出土。

・平成 28 年には厚真アイヌ協会から町長宛に、当時札幌医科大学で保管されていた発掘出土人骨を故人のふるさと厚真へ戻し、町教委で保管していた副葬品とともに丁重なる安置と、カムイノミ・イチャルパという伝統的先祖供養への協力依頼などの要望書が提出された。

・札幌医科大学保管の出土遺骨の地域返還は、文科省への諸手続経て令和3年 9 月に厚真アイヌ協会へ返還され、厚真アイヌ協会主催により、町長、教育長、議長も参列し、軽舞遺跡調査整理事務所でイチャルパが執り行われた。

・発掘調査で見つかったアイヌ遺骨は、文化財保護法のもと文化財としても取り扱われることから、現在は軽舞遺跡調査整理事務所の遺骨安置室にて、副葬品と共に丁重なる保管、安置をつづけている。

・より良い発展的多様性をもつ社会への責務、貢献として、以上のような法的根拠や社会的流れに基づき、地元アイヌ協会の意向も踏まえて、副葬品の展示には同じ建物内で遺骨も保管、安置する必要があることから、仮称アイヌセンター内に遺骨安置室を設ける素案としたもの。

（仮称）アイヌセンターという施設名称について

○素案における施設名称について

・令和元年 5 月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」において「日本列島 北部周辺 、とりわけ北海道の先住民族」と明記された。

・国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）などでは、アイヌ民族、アイヌ文化の単語が前面に出され、特に町外からの利用者にもわかりやすい施設名称として、素案では仮称アイヌセンターとした。

○今後の正式名称に係る検討について

・正式に命名する際には、名称から施設機能を考えるうえで、「アイヌセンター」では非常に範囲が大きすぎ名称から施設機能に関して誤解を招く恐れもある。

⇒厚幌ダム等の出土品の展示公開によるアイヌの歴史文化、また、アイヌ民族への理解促進をメインとした施設であることから、施設名としては、例えば「アイヌ歴史文化センター」など、とすることを検討したい。

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

「駐車場・駐輪場、既存施設の改修計画、事業スケジュール、事業費と財源内訳、事業手法」

庁舎周辺等整備事業スケジュール

表　想定事業スケジュール

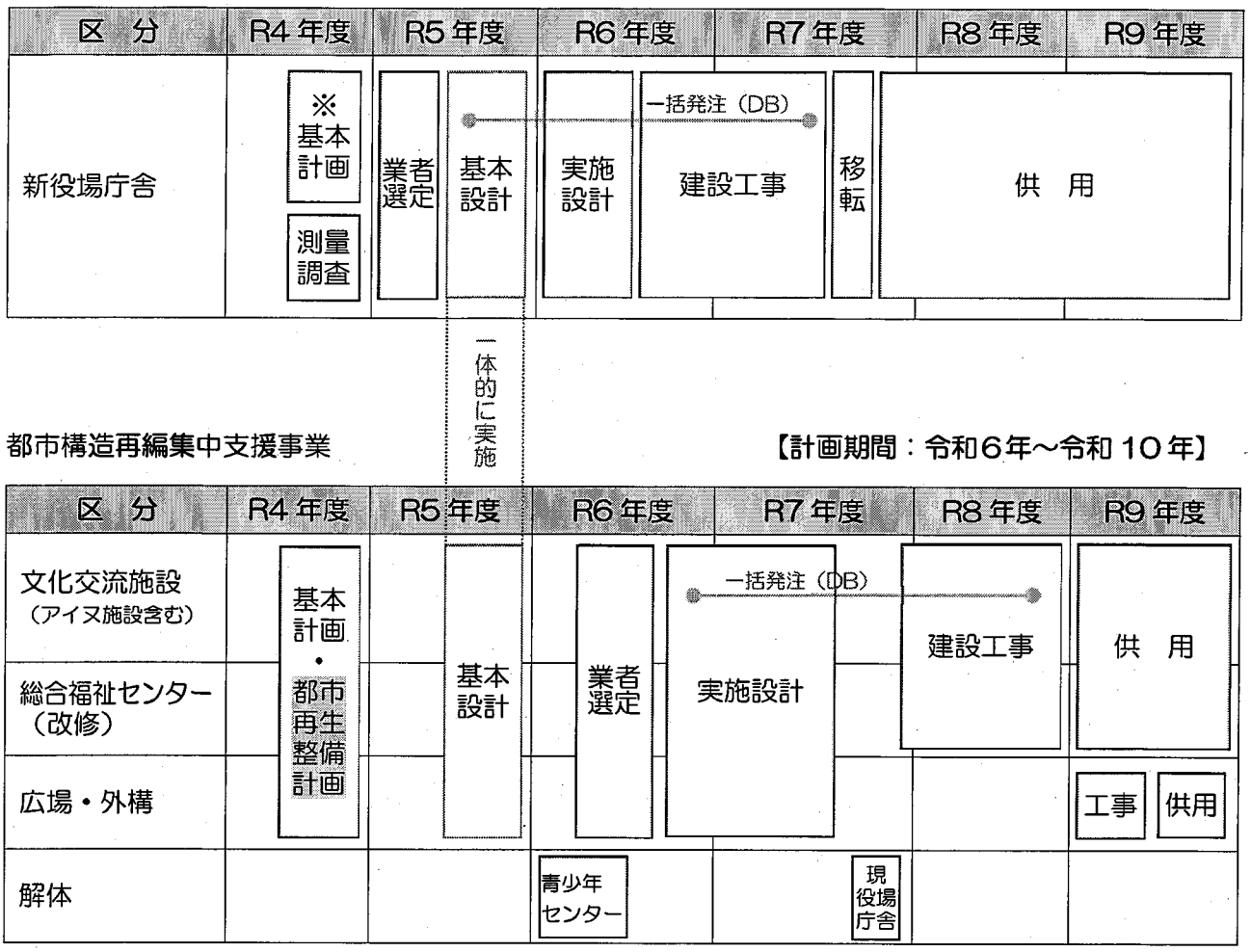

現時点で想定している事業スケジュールは、令和５年度から役場庁舎、文化交流施設（アイヌ関連施設含む）、総合福祉センター（改修）、外構、道路を含めた庁舎周辺エリアの一体的な基本設計を行い、役場庁舎は設計から施工を一括発注するDB方式により、これまでどおり令和７年度中の竣工を目指します。

文化交流施設（アイヌ関連施設含む）、総合福祉センター（改修）についてもDB方式による発注を想定し、令和８年度中の竣工、広場を中心とする外構工事については、令和９年度中の竣工を目指します。

※　令和３年度に作成した「厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画（素案）」については、これまでの協議に基づいて修正を行い、町民への説明やパブリックコメントを実施し、確定版を策定します。

なお、基本構想・基本計画（素案）の修正に係る委託業務には、役場庁舎等の基本設計発注のための仕様書の作成を含みます。